

官

報

號外 昭和八年三月二十一日

○第六十四回 貴族院議事速記録第二十七號

昭和八年三月二十日(月曜日)午前十時十四分開議

議事日程 第二十七號

昭和八年三月二十日

午前十時開議

第一辯護士法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第三輸出絹織物取締法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四兒童虐待防止法律案(政府提出、衆議院送付)

第五昭和八年法律第三號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第六海軍工廠資金臨時補足ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第七舊韓國起業資金貸付ノ爲發行シタル英貨興業債券ノ元利支拂爲替差損金補給ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第八重要美術品等ノ保存ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第九南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第十昭和五年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十一昭和五年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

會議(委員長報告)

官報號外

昭和八年三月二十一日

貴族院議事速記録第二十七號

第二十一 工業組合法中改正法律案
(政府提出、衆議院送付)

第二十二 通信事業特別會計法案(政

府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 製絲業法中改正法律案(政

府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫ニ關スル法律案(政府提

出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 刑法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二十六 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二十七 刑事訴訟法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二十八 小作調停法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二十九 借地借家調停法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第三十 司法保護法案(衆議院提出)

第一讀會

第三十一 警察官優遇ニ關スル建議案(侯爵松平康昌君外五名發議)

第一讀會

第三十二 秋田鐵道買收ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十三 豫定線鐵道羽幌、遠別間鐵道速成ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十四 北海道函館本線鐵道岩見澤驛改築ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十五 未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反對ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十六 戰公傷病死者暨傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル請願(會議委員長報告)

會議

第三十七 北海道樺戸郡月形村ニ停車場設置ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十八 函館本線鐵道深川、根室本線鐵道下蘆別間鐵道敷設ノ請願(會議委員長報告)

會議

第三十九 北海道苦小牧漁港修築ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十 北海道山越郡萬部村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十一 北海道石狩川架橋ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十二 宝蘭本線鐵道栗山驛、札幌郡廣島間鐵道敷設ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十三 鍼灸醫師法制定ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十四 北海道鶴泊港修築ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十五 傷痍軍人待遇改善ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十六 多度津港灣修築ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十七 宮崎縣西諸縣郡飯野村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十八 七尾線鐵道七尾、水見線鐵道水見兩驛間鐵道敷設ノ請願(會議委員長報告)

會議

第四十九 下關埠頭施設ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十 潤戶內海國立公園區域擴張ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十一 豫定線鐵道久慈、宮古間鐵道速成ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十二 北海道小安海岸ニ船入潤築設ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十三 愛知縣南設樂郡海老町ニ區裁判所出張所設置ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十四 石炭鐵道運賃低減ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十五 府縣社以下神社ニ對シ神饌幣帛帛料國庫供進ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十六 阿蘇國立公園區域擴張ノ請願(會議委員長報告)

會議

第五十七 北海道留萌郡鬼鹿村ニ船入 洞築設ノ請願	會議	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 工業組合法中改正法律案可決報告書
第五十八 雄基港擴築ノ請願	會議	製絲業法中改正法律案可決報告書 請願委員會特別報告第五號
樽兩驛間鐵道敷設ノ請願	會議	同日六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律
第六十 北海道中川郡中川村ニ區裁判所 所出張所設置ノ請願	會議	案特別委員會ニ於テ當選シタル副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十一 北海道虻田郡俱知安町ニ稅務署設置ノ請願	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十二 郡山區裁判所管轄區域擴張 ノ請願	會議	請願委員會特別報告第五號
第六十三 一時金廢兵ニ關シ恩給法中 改正ノ請願(文書表第一百八十一號)	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十四 戰役殊勳者待遇改善ノ請願	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十五 小秋線鐵道速成ノ請願	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十六 一時金廢兵ニ關シ恩給法中 改正ノ請願(文書表第一百八十六號)	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
第六十七 名寄區裁判所ニ旭川地方裁 判所支部設置ノ請願	會議	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
○副議長(公爵近衛文麿君) 書記官ヲシテ 報告ヲ致サセマス	議會	同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
(瀬古書記官朗讀)		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
去ル十七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府 提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆 議院ニ通知セリ		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
外國爲替管理法案		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
大正七年法律第九號中改正法律案		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出 案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院 ニ通告セリ		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
大正七年法律第四十三號中改正法律案		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
擔保附社債信託法中改正法律案		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ
司法保護法案		同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因 テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也 昭和八年三月十八日	辯護士法改正法律案
同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ 氏名左ノ如シ	辯護士法改正法律案
農村負債整理組合法案特別委員會 委員長 子爵野村 益三君	辯護士法改正法律案
關稅定率法中改正法律案特別委員會 委員長 子爵梅園 篤彦君	辯護士法改正法律案
貴族院議長公爵德川家達殿 昭和五年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ 求ムル件)特別委員會 委員長 男爵倉知 鐵吉君	辯護士法改正法律案
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府 提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨 ノ通牒ヲ受領セリ	辯護士法改正法律案
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 司法代書人法中改正法律案否決報告書 古物商取締法中改正法律案可決報告書	辯護士法改正法律案
昭和五年度第一豫備金支出ノ件、昭和五 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和 六年度第一豫備金支出ノ件、昭和六年度 特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和六年 度第二豫備金支出ノ件、昭和六年度豫備 金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件、昭 和六年度特別會計第一豫備金支出ノ件、 昭和六年度特別會計豫備金外ニ於テ 豫算超過及豫算外支出ノ件、昭和七年度特 別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件)可決報告書	辯護士法改正法律案
震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ セリ	辯護士法改正法律案
同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 昌君外五名發議	辯護士法改正法律案
同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 刑法中改正法律案	辯護士法改正法律案
○副議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ 開キマス、日程第一、辯護士法改正法律案、第 二、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案、政 府提出、衆議院送付、第一讀會、小山司法大臣	辯護士法改正法律案

免官、免職、除名又ハ業務禁止後一年ヲ經過セザル者
三 禁治産者又ハ準禁治産者
四 破産者ニシテ復権ヲ得ザル者
第六條 外國ノ辯護士タル資格ヲ有スル外國人ハ相互ノ保證アルトキニ限り司法大臣ノ認可ヲ受ケ外國人又ハ外國人ニ關シ第一條ニ規定スル事項ヲ行フコトヲ得但シ前條ニ掲グ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條第二項、第二十條及第二十二條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ認可ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

司法大臣必要ト認ムルトキハ第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第七條 辯護士名簿

第八條 辯護士タルニハ辯護士名簿ニ登録セラルコトヲ要ス

第九條 辯護士会員ハ其ノ入會セントスル辯護士會ヲ經由シテ司法大臣ニ登録ノ請求ヲ爲スベシ

第十條 辯護士辯護士會ハ新ニ入會セントスル辯護士會ヲ經由シテ司法大臣ニ登録換ノ請求ヲ爲スベシ

前項ノ登録換アリタルトキハ辯護士ハ直ニ舊所屬辯護士會ニ之ヲ届出ヅベシ

第十一條 辯護士所屬辯護士會ヲ退會セントスルトキハ其ノ辯護士會ヲ經由シテ司法大臣ニ登録取消ノ請求ヲ爲スベシ

第十二條 辯護士會ハ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ノ登録若ハ登録換ノ請求ノ進達ヲ拒絶シ又ハ退會ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 前條ノ規定ニ依リ登録若ハ登

第十四條 審査委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 左ノ場合ニ於テハ司法大臣ハ辯護士名簿ノ登録ヲ取消スベシ

一 辯護士國籍ヲ喪失シタルトキ

二 辯護士第五條各號ノニニ該當スルニ至リタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ依リ登録取消ノ請求アリタルトキ

四 辯護士退會セシメラレ又ハ除名セラレクトルトキ

五 稽護士死亡シタルトキ

六 稽護士會解散シタルトキ

。總會ノ決議ニ因リ

七 登錄取消ハ司法大臣之ヲ其ノ辯護士所屬ノ辯護士會ニ通知スベシ

第十七條 登錄ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 辯護士ノ権利及義務

第十八條 辯護士ノ事務所ハ所屬辯護士會ノ地域内ニ之ヲ設クベシ

辯護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ但シ他ノ辯護士事務所ニ於テ共同シテ執務スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 辯護士事務所ヲ設ケタルトキハ直ニ之ヲ司法大臣及所屬辯護士會ニ届出ヅベシ事務所ヲ移轉シタルトキ亦同ジ

第二十條 辯護士ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行ヒ職務ノ内外ヲ問ハズ其ノ品位ヲ保持スベシ

辯護士ハ所屬辯護士會ノ許可ヲ受クルノ限ニ在ラズ

第二十一條 辯護士又ハ辯護士タリン者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ保持スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ他ノ法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 辯護士ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ法令ニ依リ官廳ノ命ジタル事項及會ノ指定シタル事項ヲ行フコトヲ得ズ

第二十三條 辯護士ハ左ニ掲タル事件ニ付其ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

一 相手方ノ協議ヲ受ケタル事件ニシテ其ノ協議ノ程度及方法ガ信賴關係ニ基クモノト認メラルモノ

二 公務員トシテ職務上取扱ヒタル事件

三 仲裁手續ニ依リ仲裁人トシテ取扱ヒタル事件

四 伸裁手續ニ依リ伸裁人トシテ取扱ヒタル事件

第五 第二十四條 辯護士ハ係争権利ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第六 第二十五條 辯護士ハ事件ノ委嘱ヲ承諾セザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ委嘱者ニ通告スベシ若通告ヲ怠リタルトキハ之ヲ爲生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第七 第二十六條 辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼務スルコトヲ得ズ但シ帝國議會。議員ト方議員ト爲リ又ハ官署若ハ公署ヨリ特ニ命ゼラレ若ハ囑託セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラズ

第八 第二十七條 前條ノ規定ハ實務修習中ノ辯護士試補ニ之ヲ準用ス

第九 第二十八條 辯護士會ハ辯護士ノ品位ノ保持及辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第十 第二十九條 辯護士會ハ地方裁判所ノ管轄區域每ニ之ヲ設立スベシ但シ辯護士會ニ屬スル辯護士三百名以上アル場合ニ於テ其ノ中百名以上ノ者ハ同一地方裁判所ノ管轄區域内ニ別ニ辯護士會ヲ設立スルコトヲ得

第十一 第三十條 辯護士會ヲ設立セントスルトキハ會員ト爲ルベキ辯護士ハ會則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二 第十條 辯護士會ノ設立アリタルトキハ前項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三 第三十一條 司法大臣辯護士會ノ設立ヲ認可シタルトキハ辯護士會ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スベシ

第十四 司法大臣辯護士會ノ名稱又ハ事務所ノ所在地ノ變更ヲ認可シタルトキハ變更ノ告示ヲ爲スベシ

第三十二條 辯護士會ノ代表者ハ一人ト
ス但シ代表者差支アル場合ニ於テ之ニ
代リテ辯護士會ヲ代表スペキ者ヲ置ク

コトヲ妨ゲズ
第三十三條 辯護士會ハ司法大臣ノ監督
ヲ受ク

第三十四條 第三十條ニ規定スル場合ヲ
除クノ外辯護士名簿ニ登録又ハ登録換
ヲ受ケタル者ハ當然其ノ入會セントス
ル辯護士會ノ會員ト爲リ登録換ヲ爲ス
場合ニハ舊所屬辯護士會ヲ退會スルモ
ノトス

第三十五條 辯護士第十一條ノ規定ニ依
ル請求ニ因リテ登録ヲ取消サレタルト
キハ當然所屬辯護士會ヲ退會シタルモ
ノトス

第三十六條 辯護士會ハ辯護士試補ノ實
務修習ヲ擔當ス但シ司法大臣別段ノ規
定ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 辯護士會ハ官廳ヨリ諸問ヲ
受ケタル事項ニ付答申ヲ爲スベシ
辯護士會ハ司法事務ニ關シ官廳ニ建議
ヲ爲スコトヲ得辯護士ノ利害ニ關スル
事項ニ付亦同ジ

第三十八條 辯護士會會則ニハ左ノ事項
ヲ記載スベシ
一 名稱及事務所ノ所在地
二 會ノ代表者其ノ他ノ機關ノ組織及
職務權限ニ關スル規定

三 會議ニ關スル規定
四 辯護士試補ノ實務修習ニ關スル規
定
五 辯護士ノ報酬ニ關シ標準ヲ示ス規

六 辯護士ガ委嘱ヲ受ケタル事件ノ梗
概及委嘱者ノ爲ニシタル收支ヲ記載
スペキ帳簿ニ關スル規定

七 會員ノ風紀保持ニ關スル規定
八 無資力者ノ爲ニスル法律相談及訴
訟扶助ニ關スル規定

九 答申及建議ノ決議ニ關スル規定
十 會員ト委嘱者トノ間ニ於ケル紛議
ノ調停ニ關スル規定

十一 辯護士名簿ニ登録及登録換ノ請
求ノ進達ニ關スル規定

十二 入會及退會ニ關スル規定
十三 罷戒ノ申告ニ關スル規定
十四 會費ノ徵收ニ關スル規定

十五 資產ニ關スル規定
十六 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

十七 罷戒ノ申告ニ關スル規定
十八 會費ノ徵收ニ關スル規定

十九 資產ニ關スル規定
二十 入會及退會ニ關スル規定

二十一 罷戒ノ申告ニ關スル規定
二十二 會費ノ徵收ニ關スル規定

二十四 資產ニ關スル規定
二十五 會費ノ徵收ニ關スル規定

二十六 會費ノ徵收ニ關スル規定
二十七 會費ノ徵收ニ關スル規定

二十八 會費ノ徵收ニ關スル規定
二十九 會費ノ徵收ニ關スル規定

三十 會費ノ徵收ニ關スル規定
三十一 會費ノ徵收ニ關スル規定

三十二 會則ノ變更
三十三 縱算及決算

第四十四條 辯護士會ノ會議法令若ハ會
則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ司
法大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ、其ノ議事
ヲ停止シ又ハ辯護士會ノ解散ヲ命ズル

第四十五條 辯護士會ハ辯護士ト委嘱者
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可
トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者
ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第五十九條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十三條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十四條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十五條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十六條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第六十八條 合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬
スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併
ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼
ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 謹責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以下ノ停職

四 除名

前項ノ過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 懲戒ノ訴追ヲ受ケタル辯護士ハ其ノ裁判確定スルニ至ル迄辯護士會ヲ退會シ又ハ辯護士名簿ノ登録換ヲ請求スルコトヲ得ズ

辯護士會ハ懲戒ノ訴追ヲ受ケタル辯護士ヲ退會セシムルコトヲ得ズ

第五十六條 懲戒ノ事由アリタル時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ懲戒開始ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十七條 本法ニ規定スルモノノ外懲戒ニ付テハ判事懲戒法ヲ準用ス

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 则

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辯護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮又ハ一年以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

從前ノ規定ニ依ル辯護士名簿ノ登録ハ之ヲ本法ニ依ル辯護士名簿ノ登録ト看做ス

本法施行ノ際現ニ辯護士會ニ加入シ居ラザル辯護士ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ從前ノ例ニ依リテ辯護士會ニ加入スルニ非ザレバ其ノ登録ハ效力ヲ失フ辯護士會ニ關シテハ本法ニ依ル辯護士會成立スルニ至ル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

但シ辯護士名簿登録及登録換ノ請求ノ進達ニ關シテハ本法ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル辯護士會ハ本法會ヲ設立スル爲會則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ司法大臣ハ認可ヲ爲シタルトキハ辯護士會ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スベシ

前項ノ規定ニ依リテ辯護士會成立シタルトキハ舊辯護士會ノ會員ハ當然新辯護士會ノ會員ト爲リ舊辯護士會ニ屬シタル權利義務ハ新辯護士會乙ヲ承繼ス

本法施行ノ際現ニ二個以上ノ事務所ヲ有スル辯護士ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ限リ之ヲ存續スルコトヲ得

第五十六條 法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十八日 衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵徳川家達殿

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案

(小字及ハ衆議院修正)

第一條 辯護士ニ非ザル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ他人間ノ訴訟事件ニ關シ又ハ他人間ノ非訟事件ノ紛議ニ關シ。鑑定、代理、仲裁若ハ和解ヲ爲シ又ハ此ノ周旋ヲ爲スヲ業トスルコトヲ得ズ但シ正當ノ業務ニ附隨シテ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第二條 何人ヲ問ハズ他人ノ権利ヲ譲受ケ訴訟其ノ他ノ手段ニ依リ其ノ権利ノ實行ヲ爲スコトヲ業トスルコトヲ得ズ

第三條 辯護士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル目的ヲ以テ辯護士事務所、法律事務所事務所ヲ設クルコトヲ得ズ

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反

下ノ罰金ニ處ス辯護士此等ノ者ヨリ事件ノ周旋ヲ受ケタルトキ亦同ジ

第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣小山松吉君演壇ニ登ル)

○國務大臣(小山松吉君)只今議題トナリ

マシタ辯護士法改正法律案、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現行辯護士法ハ明治二十六年ノ制定ニ係ルモノニアリマシテ、爾來四十年ヲ閱シテ居ルノデアリマス、其間司法制度ノ發達ト共ニ辯護士ノ數モ比年増加イタシマシテ、現行法制定當時千六百人内外デアリマシタノガ、今日ニ於テハ六千人ニ近キ數ヲ數フルニ至ラノデアリマス、申ス迄モナク辯護士ハ司法機關ノ一ト致シマシテ、司法事務ノ運用上重要ナル地位ト職責ヲ有スル者デアリマスガ、時運ノ進歩ニ伴ヒマシテ司法事務ハ複雜ヲ加へ來タノデアリマシテ、其職責ハ益々重要性ヲ帶ブルニ至ラノデアリマス、是等ノ状勢ヨリ致シマシテ、本案改正ノ議ハ屢々當議會ノ問題トモナリマシテ、政府ニ於テモ亦改正ノ必要ヲ認めマシテ其準備ヲ致シマシタ、大正十一年十月、司法省内ニ辯護士法改正調査委員會ヲ設置イタシマシテ、朝野ノ學識及經驗アル人ミニ御依頼イタシマシテ、大正十一年十月、司法省内ニ辯護士法改正ノ限ニ在ラズ。

第二條 何人ヲ問ハズ他人ノ権利ヲ譲受ケ訴訟其ノ他ノ手段ニ依リ其ノ権利ノ實行ヲ爲スコトヲ業トスルコトヲ得ズ

第三條 辯護士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル目的ヲ以テ辯護士事務所、法律事務所事務所ヲ設クルコトヲ得ズ

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反

デアリマスルガ、茲ニ改正條項中重要ナル二三ノ點ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、第一ハ辯護士ノ職務範囲ヲ裁判所ニ於ケル行爲ニ限定イタシテ居リマス、然ルニ本案ニ於

ハ辯護士ノ職務範囲ヲ擴張イタシマシテ、裁判所外ノ一般法律事務ニ及ボシタノデアリマス、辯護士ノ最も重要な職務ガ裁判所内ニ於ケル訴訟行為ニ存スルコトヲヘ、辯護士ガ重要な司法機關ノ一タル地位ヨリ來ル當然ノ歸結デアリマシテ、此點ハ現行法ト異ナル所ハナノデアリマスケレドモ、唯時勢ノ進歩ハ國民ノ法律生活ヲ爲ス上ニ於テ、裁判所外ニ於テモ辯護士ノ援助ヲ必要トスル場合ガ多クナツテ參タノデアリマス、依テ本案ハ現在ノ社會狀態ニ適合セシムル趣旨ニ於テ、辯護士ノ職務ノ範囲ヲ擴張スルコトヲ以テ適當ト認メタ次第デアリマス、第二ハ辯護士タル資格ニ付キマシテモ重大ナル改正ヲ加ヘマシテ、其資格ハ原則トシリマス、辯護士タル資格ニ付キマシテモ重大ナル改正ヲ加ヘマシテ、其資格ハ原則トシリマスガ、近時ノ辯護士事務ハ可ナリ複雜デアリマスカラ、唯一回ノ學術試験ニ合格イタシマシタバカリテハ、遺憾ナク其事務ヲ處理スルコトハ甚ダ困難デアリマス、御承知ノ如ク司法事務ノ運用ヲ圓滑ニシ、處理ノ迅速ナルコトヲ要スルニハ、單リ刑事検事ノミニラズ、之ニ干與スル辯護士等ガ、諸般ノ法律及手續ニ熟達イタシテ居ルコトヲ必要トスルノデアリマスカラ、辯護士試補トシテ實務ヲ修習セシムルコト致シマシタ、而シテ試補トシテ修習セシムルコトハ單ニ實務ノ修習ノミデハナク、法律ノ期待イタシマスル品位ト德行トヲ保持シテ、社會ノ信用ヲ得ル法曹ヲ養成セムトスルコト眼目ト致シテ居ルノデアリマス、近時辯護士ノ社會上ノ地位ガ向上イタシマシテ、

辯護士ニ對スル世人ノ尊敬ト信賴トヲ増シテ來タノデアリマスルカラ、將來辯護士タルムトスル者ハ、誠實ニ其職務ヲ執行イタシマシテ、其品位ヲ保持スベキ素質ヲ養成スル必要ガアルノデアリマス、依テ本案ハ成規ノ試験ニ合格イタシマシタ後ニ、更ニ一年六月以上辯護士試補トシテ、品位ノ陶冶ト實務ノ執行ニ付キ適當ノ修習ヲ爲サシメマシテ、其考試ニ合格スルニ非ザレバ、辯護士タルノ資格ヲ得ルヲ得ズト定メタノデアリマス、第三ハ婦人ノ辯護士ヲ認メタコトデアリマス、辯護士タルモノハ男子ノミニ限ラレテ居タノデアリマシタガ、本案ニ於キマシテハ婦人モ男子ト同等ナル條件ノ下ニ、辯護士タルコトヲ得ルコトニ致シタノデアリマス、第四ハ辯護士會ニ法人格ヲ認メタ點デアリマス、此事ハ在野法曹來年ノ主張デアリマシテ、辯護士會現在ノ情勢ニ照シマシテ、誠ニ適切ノ要望ト認メタノデアリマス、依テ本案ニ於キマシテハ辯護士會ヲ法人ト致シマシテ、從來所屬地方裁判所ノ檢事正ノ監督ヲ受ケテ居リマシタノヲ、司法大臣ノ監督ヲ受ケルモノト致シマシテ、其會ノ統制、辯護士ノ品位向上、及ビ辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ル上ニ於キマシテ、必要ト認メタル各種ノ事項ヲ其權能トシテ認メタノデアリマス、以上述ベシタル點ガ改正ノ主要ナル點デアリマシテ、其他ノ規定ハ概不右ノ改正ニ伴ヒマシテ、法規ノ整理上現行法ニ改正ヲ加ヘマシタモノデアリマス、之ヲ要スルニ本案ハ辯護士ノ品位向上ト、辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖リマシテ、司法事務ノ補助機關トシテノ其職能ヲ十分ニ發揮セシムルト共ニ、辯護士ヲシテ國民ノ法律生活上、善良ナル援助者タラシムルコトヲ期スル爲ニ、適切且ツ必要ナルベシト思料イタシマシタル幾多ノ條規ヲ制定イタシタ次第デアリマス、次ニ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ニ付テ、其提案理由ヲ御説明申上げマス、是

ハ辯護士ニ非ズシテ辯護士ノ職務ニ類似スル行爲ヲ業ト爲ス者ニ對スル取締規定デアリマス、辯護士ノ數ガ少カリシ時代ニ於キマシテハ、一般國民ハ辯護士ニ非ズシテ法律上ノ知識ヲ有スル者ノ助言ヲ求メタノデアリマシテ、殊ニ簡易ノ事項ニ付キマシテハ種々ノ事情ヨリシテ、辯護士以外ノ者ニ依頼スルヲ寧ロ便宜トシテ居タノデアリマス、而シテ現在此種ノ業務ニ從事スル者ガ、全國ヲ通ジテ可ナリ多數ニ上ボッテ居ルノデアリマス、是等ノモノガ國民ノ法律上ノ助言者トシテ存在シ、甚シキ弊害ノナキ限リ之ヲ排斥スペキデハナイト思ハレルノデアリマスルガ、時代ノ趨勢ニ伴ヒ次第ニ種々ノ弊風ヲ生ジマシテ、多數ノ者ノ中ニハ不法ノ行動ヲ敢テシ、法律ヲ無視シテ顧ミザルモノナルニ至リマシテ、現今ニアリマシテハ其弊ニ堪ヘザル状況ニ立至タノデアリマス、從テ從來ハ各府縣ノ大部分ニ於テ府縣令ニ依リ其取締ヲ致シテ居ル次第デアリマス、依テ機會ニ於テ法律ヲ以テ其取締ヲ厲行スルコトハ、最モ適切デアリト考へマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、終リニ兩法案ノ施行期日ニ付テ一言申上げマスルガ、從來裁判所外ニ於テ法律事務ニ從事イタシテ居リマシタモノハ、其全部ガ悉ク不法ノ行爲ヲ爲シタノデハナイノデアリマシテ、社會ノ一部ノ人々ノ要求ニ依リマシテ、其業務ニ從事シ來タノデアリマスルカラ今一朝ニシテ其業務ヲ禁止スルコトハ其當ヲ得ザルヤニモ考へラレマス、故ニ辯護士法ノ施行ニ依リマシテ直上、三箇年後ニ於テ施行スルコト致シタニ之ヲ禁遏スルコトナク、轉職等ノ爲メ適當ノ機會ヲ與フルヲ相當致シマスル關係

○副議長(公爵近衛文麿君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ラシテ朗讀イタサセマス
(瀬古書記官朗讀)

公爵山縣 有道君	子爵渡邊 千冬君
子爵織田 信恒君	木場 貞辰君
男爵徳川 喜翰君	藤澤幾之輔君
板谷 宮吉君	岩田 宙造君
大西虎之介君	

○副議長(公爵近衛文麿君) 日程第三、輸出絹織物取締法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十八日

輸出絹織物取締法中改正法律案
 衆議院議長 秋田 淸
 貴族院議長 公爵徳川家達殿

輸出絹織物取締法中改正法律案
輸出絹織物取締法中左ノ通改正ス

第十二條 本法ハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ除クノ外輸出人造絹織物ニ付之ヲ準用ス

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 只今議題
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行前ニ重要輸出品取締規則ニ依ル
 檢査ニ合格シタル輸出人造絹織物ハ第十
 二條ノ規定ニ依リ準用スル第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルゴトヲ得

〔國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

附 則

ト相成リマシタル輸出絹織物取締法中改正法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ申上げマス、我ニ之ヲ禁遏スルコトナク、轉職等ノ爲メ適當ノ機會ヲ與フルヲ相當致シマスル關係

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 只今議題
 本邦中小產業ノ宿弊ト致シマシテ、動モスレバ粗製濫造ノ弊ニ陥リ、漸次品質ノ

低下ヲ來シマシテ、海外ニ於テ不評ノ聲ヲ聞クニ至リマシタノデ、政府ハ取敢ズ應急措置ト致シマシテ、昭和六年十二月以降、重要輸出品取締規則ニ依リマシテ、縣又ハ組合團體ヲシテ輸出検査ヲ施行セシメマシテ、粗製品ノ輸出ノ取締ヲ致シテ參タノデアリマス、然ルニ其後ノ情勢ヲ見マスルノニ、人造絹織物ノ輸出ハ益々增加ノマス、而シテ現在此種ノ業務ニ從事スル者ガ、全國ヲ通ジテ可ナリ多數ニ上ボッテ居ルノデアリマス、是等ノモノガ國民ノ法律上ノ助言者トシテ存在シ、甚シキ弊害ノナキ限リ之ヲ排斥スペキデハナイト思ハレルノデアリマスルガ、時代ノ趨勢ニ伴ヒ次第ニ種々ノ弊風ヲ生ジマシテ、多數ノ者ノ中ニハ不法ノ行動ヲ敢テシ、法律ヲ無視シテ顧ミザルモノナルニ至リマシテ、現今ニアリマシテハ其弊ニ堪ヘザル状況ニ立至タノデアリマス、從テ從來ハ各府縣ノ大部分ニ於テ府縣令ニ依リ其取締ヲ厲行スルコトハ、最モ適切デアリト考へマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、終リニ兩法案ノ施行期日ニ付テ一言申上げマスルガ、從來裁判所外ニ於テ法律事務ニ從事イタシテ居リマシタモノハ、其全部ガ悉ク不法ノ行爲ヲ爲シタノデハナイノデアリマシテ、社會ノ一部ノ人々ノ要求ニ依リマシテ、其業務ニ從事シ來タノデアリマスルカラ今一朝ニシテ其業務ヲ禁止スルコトハ其當ヲ得ザルヤニモ考へラレマス、故ニ辯護士法ノ施行ニ依リマシテ直上、三箇年後ニ於テ施行スルコト致シタニ之ヲ禁遏スルコトナク、轉職等ノ爲メ適當ノ機會ヲ與フルヲ相當致シマスル關係

○阪本彰之助君 只今當局大臣ノ御説明ニナリマシタ通リノ次第ト心得テ居リマス、近來人造絹絲ノ織物ハ非常ニ増加ヲ致シテ、今日デハ立派ナ重要輸出品ノ一二ナフタト承知シテ居リマスルガ故ニ、此取締

ハ是モ必要ナコトト存ジマスルガ、只今商工大臣ノ御述ベニナツ通り、昭和六年カラ是マデノ絹織物同様ニ、府縣營又ハ組合等ニ於キマシテ相當ナ検査ヲ行テ居ルヤウデアリマス、此絹織物検査ト云フコトハ隨分モウ久シイコトデアリマシテ、ソレドク府縣若クハ組合等ニ於キマシテ熟練ヲ致シニ御委セラ願フテ、御監督ニナツテモ行キハシナイカトモ考ヘマスルガ、併シ是へ大事ナコトデアリマスルカラ國營デヤラウト仰シャレバ、強ヒテ是ニ反對スル事柄デモナイカト存ジマスルガ、當業者ニ取ツテハ相當ニ、是ハ色々ナ關係ノ重イ所ノコトノヤウニ承知イタシテ居リマス、衆議院ニ於キマシテハ、之ヲ決議スルニ當リマシテ、斯様ナ附帶決議ヲ致シテ居ルヤウデアリマス、一ガ「現ニ輸出人造絹織物ノ検査ヲ爲ス組合、其ノ聯合會、公益法人、又ハ道府縣カ本法ニ基ク命令ノ定ムル所ニ依リ整理前ノ検査ヲ爲シタルトキハ輸出絹織物検査所ハ之カ検査ヲ爲ササルコト」重複ニハヤラスト云フヤウナ趣意ノ衆議院ノ意見ノヤウデアリマス、ソレカラ第二ニハ、「検査手數料ニ付テハ適當ニ輕減ヲ期スルコト」、政府ガ徵スル所ノ検査手數料ヲ成ルダケ安クシテ貰ヒタイ、第三ハ「検査ノ施行ニ關シテハ簡易迅速ヲ圖リ以テ取引ニ遺憾ナカラシムルコト」、斯ウ云フ希望決議ヲ添ヘマシテ、本案ヲ通過シテ居ルヤウデアリマス、ソレニ付キマシテ、商工大臣ハ斯様ナ言明ヲ致シテ居ル趣キデアリマス、一ハ附帶決議第一項ニ關シテハ命令中ニ明カニ之ヲ規定スル、尙ホ整理後ノ検査ニ於テ不合格トナツ原因ガ、明カニ整理前検査ノ施行ニ基ク場合ニ於テハ、之ガ責任ニ關スル取締規定ヲ命令中ニ設ケル、第二ハ、其手數料ニ付テハ誠意ヲ以テ附帶

決議ニ副フヤウニスル、第三ニハ、附帶決議第三項ニ付テハ、決議ニ副フヤウ適當ナル規定ヲ設ケル積リダ、斯様ナ言明ヲサレテ居ルト云フコトヲ承知イタシマスルガ、本案ハ尙ホ貴族院デハ今日方初メテデアリマス、是ヨリ特別委員ニ於キマシテ相當ノ審議ヲ重ネ、相當ノ決定ヲ見ルコトト存ジマシテ、相當ニ效果ハ舉テ居ルノデアリマスルカラ、此度ノ人造絹絲ノ織物ニ付キマシテモ、今曹ク縣營、若クハ組合ノ検査ニ御委セラ願フテ、御監督ニナツテモ行キハシナイカトモ考ヘマスルガ、併シ是へ大事ナコトデアリマスルカラ國營デヤラウト仰シャレバ、強ヒテ是ニ反對スル事柄デモナイカト存ジマスルガ、當業者ニ取ツテハ相當ニ、是ハ色々ナ關係ノ重イ所ノコトノヤウニ承知イタシテ居リマス、衆議院ニ於キマシテハ、之ヲ決議スルニ當リマシテ、斯院ニ對シテモ、是ト同様ノ御言明ヲナサルモノト承知イタシテ、之ヲ審議イタシテ宣シイカ、非常ニ關係ノアルコトデアリマスラ、商工大臣ガ衆議院ニ於テ述べラレタル言明ハ、何等變更ハナイノデアルカト云フコトヲ一應伺テ、置キタインノデアリマスアリマス
（國務大臣男爵 中島久萬吉君演壇ニ登場）
○國務大臣（男爵中島久萬吉君）　阪本サンノ御尋ネデゴザイマスルガ、勿論貴族院ニ對シテモ、同様ノ考ヲ以テ臨ミマス心得デアリマス

○副議長（公爵近衛文麿君）　本案ハ製絲業法中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○副議長（公爵近衛文麿君）　阪本サンノ御尋ネデゴザイマスルガ、勿論貴族院ニ對シテモ、同様ノ考ヲ以テ臨ミマス心得デアリマス
（國務大臣男爵 中島久萬吉君演壇ニ登場）
○副議長（公爵近衛文麿君）　本案ハ製絲業法中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○副議長（公爵近衛文麿君）　右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和八年三月十八日

第一條　本法ニ於テ兒童虐待防止法案
貴族院議長公爵德川家達殿
(小字及)　　衆議院ノ修正ナリ
兒童虐待防止法案
兒童虐待防止法案
第一條　本法ニ於テ兒童虐待防止法案
貴族院議長公爵德川家達殿
第一條　本法ニ於テ修正ナリ
第二條　兒童ヲ保護スペキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ觸レ又ハ觸ルル處アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一　兒童ヲ保護スペキ責任アル者ニ對シ訓誡ヲ加フルコト
二　兒童ヲ保護スペキ責任アル者ニ對シ條件ヲ附シテ兒童ノ監護ヲ爲サシムルコト
三　兒童ヲ保護スペキ責任アル者ヨリ児童ヲ引取り之ヲ其ノ親族其ノ他人ノ私入ノ家庭又ハ適當ナル施設ニ委託スルコト
四　前項第三號ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ兒童ヲ保護スペキ責任アル者親權者又ハ後見人ニ引渡スコト能ハザルトキ又ハ地方長官ニ於テ兒童保護ノ爲適當ナラズト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五條　地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ兒童ガ十四歳ニ達シタル後ト雖モ一年ヲ經過スル迄仍其ノ者ニ付前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得
第六條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ニ對シ其ノ二分ノ額費用ハ道府縣ニ於テ一時支拂其ノ他ノ業務ニシテ兒童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ兒童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
第七條　何人ト雖モ左ノ各號ニ掲グル行為ヲ爲スコトヲ得
一　不具畸形ノ兒童ヲ觀覽ニ供スルコト
二　兒童ヲシテ乞食ヲ爲サシメ又ハ兒童ヲ用ヒテ乞食ヲ爲スコト
三　輕業、曲馬其ノ他之ニ類スル危險ナル業務ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ兒童ヲ用フルコト
四　兒童ヲ用フルコト
五　兒童ヲ用フルコト
六　兒童ヲ用フルコト
七　兒童ヲ用フルコト
八　兒童ヲ用フルコト
九　兒童ヲ用フルコト
第十條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲ス處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十一條 第七條ノ規定又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

児童ヲ使用スル者ハ児童ノ年齢ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ但シ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

児童ヲ使用スル者ハ児童ノ年齢ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ但シ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 正當ノ理由ナクシテ第十九條ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ児童ヲシテ答辯ヲ爲サシメズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔政府委員齋藤隆夫君演壇ニ登ル〕
○政府委員(齋藤隆夫君) 内務大臣ハ少生病氣デ缺席デゴザイマスルカラシテ、私力ラシテ代ハリマシテ提案ノ趣旨ヲ説明イタシマス、現時我國ノ實情ヲ見マスルニ、児童ニ對スル各種ノ虐待事實ハ往々社會ノ耳目ヲ聳動セシメツツアルト共ニ、児童ノ身心發達上ニ甚シキ弊害ヲ伴フ虞アル特殊業務等ニ、児童ヲ使用スルノ事實モ亦尠カラズ見聞スルノデアリマス、而シテ是等ノ事實ハ何レモ児童ノ健康ヲ害ヒ、性能ノ發達ヲ妨グハ勿論國家ノ將來ニ贖ヒ難キ損失ヲ與ヘツツアルコトハ誠ニ想像ニ餘リアル所デアルノデアリマス、殊ニ近時財界ノ不況ニ伴ヒ、児童ニ對スル此種ノ虐待ハ一層増加シ、其性質モ亦著シク苛酷ヲ加フルノ領向ニ在ルノデアリマス、然ルニ從來是等ノ虐待行爲ノ豫防又ハ救濟ニ關シマシテハ、民法刑罰法令等ノ中ニ若干ノ制裁規定ヲ存スルニ止マリ、虐待ノ積極的防止止及ビ發見セラレタル被虐待兒童ノ保護救濟等ニ關シマシテハ、何等方法ノ定メアルモノナ

キ状態ニアツクノデアリマス、政府ニ於キマシテハ絞上ノ實情ニ鑑ミマシテ、今回特ニ兒童ノ虐待防止ノ爲法規ヲ制定スルノ急務ナルヲ思ヒマシテ、茲ニ本法案ヲ提出スルニ至リマシタ次第デアリマス、今本法案ノ内容ノ重モナ點ニ付テ申述べマスレバ、第一ハ、児童ヲ保護スベキ責任アル者ガ兒童ヲ虐待シ、又ハ著シク其監護ヲ怠リタル場合ニ於キマシテハ、

〔議長公爵徳川家達君議席ニ著ク〕地方長官ヲシテ兒童保護ノ責任アル者ニ對シ訓戒ヲナシ、又ハ其監護ニ付テ條件ヲ附スルコトヲ得セシムルト共ニ、必要アル場合ニ於キマシテハ児童ヲ親權者若クハ適當ナ人ニ引渡シ、又ハ私人ノ家庭若クハ適當ナル施設ニ委託スルコトヲ得セシメ、兒童ノ保護教養ニ付テ十分ナル注意ヲ加フルコト致シタイノデアリマス、第二ハ、輕業曲馬其他ノ業務及行爲ニシテ、兒童ノ虐待ニ瓦リ又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付テ止シ又ハ制限シ得ルコトトナシ、周到ナル監督ヲ加ヘテ児童虐待ノ事實ノ發生ヲ未然ニ防止スルコト致シタノデアリマス、本法案ハ以上ノ如ク虐待ヲ蒙リタル兒童保護ノ爲メ處分、及び特殊ノ業務、行為ニ關スル兒童使用ノ禁止制限ヲ重點ト致シマシテ、之ニ附隨シテ其保護處分ニ要スル費用ノ徵収及負擔並ニ罰則等ニ關シテ、若干ノ必要ナル規定ヲ設ケタノデアリマス、尙ホ本法案ニ付キマシテハ衆議院ニ於キマシテ一部修正セラレタノデアリマス、即チ政府原案第七條ノ規定ニ關スル修正デアリマス、其要旨ハ政府原案第七條ノ規定ハ、輕業、曲馬等兒童ノ心身ノ發達ニ著シキ障礙ヲ與フル如キモノニ、兒童ヲ用フルコトヲ絕對ニ禁止スルモノデゴザイマシタガ、衆議院ニ於キマシテハ之ヲ多少緩和イ

ヲ誘發スル虞アル業務及行爲トシテ必要アール場合ニハ、兒童ノ使用ヲ禁止制限シ得ルコトセラレタノデアリマス、右ノ修正ハ

其根本ニ於キマシテハ政府立案ノ趣旨ト著シク異ルコトハナイデアリマス、ノミナラズ現下社會ノ實情ニ鑑ミマシテ、本法案ハ

実施スルノ必要アル考へマシタノデ、政府ト致シマシテモ之ニ同意ヲ表シタ次第デアリマス、繰返シテ申シマスルガ、兒童ニ何卒御審議ノ上速ニ御協賛ラ與ヘラレムコトヲ切望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ質疑等發議者ガナイト認メマスカラ、本案ノ特別委員

昭和八年法律第三號中改正法律案

昭和八年法律第三號中改正法律案

第一條中「六億五千九百五十萬圓」ヲ「六億七千七百十萬圓」ニ改ム

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和八年法律第三號ハ昭和八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律ナリ

海軍工廠資金臨時補足ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長公爵徳川家達殿 秋田 清

海軍工廠資金臨時補足ニ關スル法律案

政府ハ海軍工廠資金ニ不足アルトキハ三千萬圓ヲ限リ借入金ヲ爲シ臨時之ヲ補足スルコトヲ得

舊韓國起業資金貸付ノ爲發行シタル英貨興業債券ノ元利支拂爲替差損金補給

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長公爵徳川家達殿 秋田 清

舊韓國起業資金貸付ノ爲發行シタル英貨興業債券ノ元利支拂爲替差損金補給

第一條 政府ハ日本興業銀行ガ舊韓國起業資金貸付ノ爲發行シタル政府保證第

十三回英貨興業債券ノ未償還額百三萬五千三百磅ノ償還又ハ其ノ昭和七年十二月二日以後ノ利子支拂ヲ爲ス場合ニ於テ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之

テ之ニ要スル邦貨金額ガ其ノ償還社債ノ額面金額又ハ支拂利札ノ券面金額ヲ英貨一磅ニ付九圓七十六錢三厘ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ニ比シ多額ナルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ヲ限度トシ同行ニ對シ補給金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ補給金額ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二條 前條ノ補給金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第四條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(政府委員堀切善兵衛君演壇ニ登ル)

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題トナリマシタ昭和八年法律第三號中改正法律案提出ノ理由ヲ説明イタシマス、昭和八年一般會計歲入不足ノ補填ニ關シマシテハ、本期帝國議會ニ於テ之ガ爲メ公債ヲ發行スルコトヲ得ル法律ノ成立ヲ見タノデアリマスガ、別途提出イタシマス、昭和八年一般會計歲出總豫算追加第一號ニ計上セル經費ノ財源トシテ、普通歲入三百六十萬餘圓、借入金三千萬圓及前年度剩餘金繕入千三百三十萬餘圓合計四千六百四十六萬餘圓ノ外、千七百五十四萬圓ハ今日ノ場合之ヲ公債ニ依ルノ外アリマセヌ、之ガ爲メ昭和八年法律第三號中ノ公債發行限度ヲ擴張スルノ必要ガアリマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊アラムコトヲ希望イタシマス、次ニ議題トナリマシタ海軍工廠資金臨時補足ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、海軍工廠資金ハ、現在ノ狀態ニ於テ一時不足ヲ生スルト考ヘラレマスル爲メ、三千萬圓ヲ限リ臨時

之ヲ補足イタサムトスルノデアリマス、而シテ之ガ財源ハ借入金ニ依ルヲ適當ト認メマスルノデ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒御審議上御協贊アラムコトヲ希望イタシマス、次ニ議題トナリマシタ舊韓國起業資本貸付ノ爲發行シタル英貨興業債券ノ元利支拂爲替差損金補給ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、日本興行銀行ハ明治四十一年政府保證ノ下ニ、英佛ニ於テ英貨興業債券ヲ發行シ、其手取金ヲ以テ舊韓國政府ニ對シ起業資金ノ貸付ヲ爲シタノデアリマスガ、其後韓國併合ニ伴ヒ、貸付金ノ元利支拂義務ハ同國政府カラ朝鮮總督府特別會計ニ移屬セラレ今日ニ至タノデアリマス、右貸付金竝ニ其資源トシテ發行シタ英貨興業債券ノ償還期限ハ昭和八年十二月一日ニ到来スルノデアリマスガ、元來本貸付金ニ關シテハ、日本興業銀行ハ事實上單ニ資金ノ調達及融通ノ仲介機關タラシメラレタルニ過ギザルコトハ、當時ノ實情竝ニ貸付契約ノ趣旨ニ鑑ミ明白デアルト認メラレマスカラ、本貸付金ニ關シ、日本興業銀行ニ損失ヲ被ランシムルガ如キコトハ之ヲ避ケナケレバナリマセヌ、從テ本貸付金ノ資源タル英貨興業債券ノ現在額百三萬五千三百萬磅ノ今後ニ於ケル元利支拂ニ要スル爲替差損金ハ、之ヲ政府ヨリ同行ニ對シテ補給スルコトガ妥當デアルト考ヘマス、又右ノ補給金ハ財源ノ都合上國債證券ヲ以テ交付スルコトガ適當デアルト認メラレマスカラ、之ガ爲ニ茲ニ本法律案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタス次第デアリマス

(小林書記官朗讀)

昭和八年法律第三號中改正法律案外二件

○議長(公爵德川家達君) 只今堀切政府委員ノ説明セラレマシタ三案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ラシテ朗讀ヲ致セマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第八、重要美術品等ノ保存ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會、鳩山文部大臣

○議長(公爵德川家達君) 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長公爵德川家達殿 清

重要美術品等ノ保存ニ關スル法律案

第一條 歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル價値アリト認メラル物件(國寶ヲ除ク)ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後五十年ヲ経ザルモノ及輸入後一年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且當該物件ノ所有者ニ通知スベシトキハ賣買、交換又ハ贈與ノ目的ヲ以テ當該物件ノ寄託ヲ受ケタル占有者ハ其ノ認定アリタルコトヲ知リタルモノ

可ノ申請アリタル場合ニ于テ許可ヲ爲サザルトキハ許可申請ノ日ヨリ一年ヨリ長カラザル期間内ニ當該物件ヲ國寶保存法第一條ノ規定ニ依リテ國寶トシテ指定シ又ハ前條ノ規定ニ依ル認定ヲ推定ス

第三條 主務大臣第一條ノ規定ニ依リテ之ニ要スル邦貨金額ガ其ノ償還社債ノ額面金額又ハ支拂利札ノ券面金額ヲ英貨一磅ニ付九圓七十六錢三厘ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ニ比シ多額ナルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ヲ限度トシ同行ニ對シ補給金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ補給金額ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二條 前條ノ補給金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(國務大臣鳩山一郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(鳩山一郎君) 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、歷史上又ハ美術上特ニ重要ノ價値アル物件ヲ國內ニ存置イタシマスコトハ、之ヲ學術研究ノ立場カラ見マシテモ、亦國民精神作興若クハ美的情操涵養ノ上カラ考ヘマシテモ誠ニ肝要ナ事柄ト申サナクテハナリマセヌ、然ルニ從來國寶ニ關シマシテハ國寶保存法ガ制定セラレテ居リマスルガ、國寶タルノ資格ヲ有チナガラ、未だ其指定手續ノ濟ンデ居ラヌ貴重ナ物件ガ自山ニ海外ニ持運ビノ出來ル狀態ニ在ルノデアリマス、然ルニ近時間爲替安、其他ノ事情ニ依リマシテ、是等ノ貴重ナル美術品等海外ニ流出セムトスルノ危険ニ曝サレテ居ルモノガ尠クナインデアリマス、ソレ故ニ此際歷史上又ハ美術上特ニ重要ナ價値アル物件ニ付キマシテハ、急速ニ之ヲ調査認定イタシマシテ、其輸出又ハ移出ヲ取締ル必要ガアルト考ヘマシテ本案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長(公爵德川家達君) 之ニ質疑ノ通告ガゴザイマス、岡部子爵ニ發言ヲ許シマス(子爵岡部長景君演壇ニ登ル)

○子爵岡部長景君 私ハ茲ニ議題トナリマシタル重要美術品ノ保存ニ關スル法律案ノ上程ヲ機會ト致シマシテ、平素憂慮シテ居リマシタル點ニ關シテ、一言總理大臣閣下

第四條 認定、其ノ取消及第二條ノ規定ニ依ル認定物件ノ所有者ニ付變更アリタル場合ノ届出ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ノ規定ニ依ル認定物件ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(國務大臣鳩山一郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(鳩山一郎君) 重要美術品等ノ保存ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、歷史上又ハ美術上特ニ重要ノ價値アル物件ヲ國內ニ存置イタシマスコトハ、之ヲ學術研究ノ立場カラ見マシテモ、亦國民精神作興若クハ美的情操涵養ノ上カラ考ヘマシテモ誠ニ肝要ナ事柄ト申サナクテハナリマセヌ、然ルニ從來國寶ニ關シマシテハ國寶保存法ガ制定セラレテ居リマスルガ、國寶タルノ資格ヲ有チナガラ、未だ其指定手續ノ濟ンデ居ラヌ貴重ナ物件ガ自山ニ海外ニ持運ビノ出來ル狀態ニ在ルノデアリマス、然ルニ近時間爲替安、其他ノ事情ニ依リマシテ、是等ノ貴重ナル美術品等海外ニ流出セムトスルノ危険ニ曝サレテ居ルモノガ専クナインデアリマス、ソレ故ニ此際歷史上又ハ美術上特ニ重要ナ價値アル物件ニ付キマシテハ、急速ニ之ヲ調査認定イタシマシテ、其輸出又ハ移出ヲ取締ル必要ガアルト考ヘマシテ本案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長(公爵德川家達君) 之ニ質疑ノ通告ガゴザイマス、岡部子爵ニ發言ヲ許シマス(子爵岡部長景君演壇ニ登ル)

○子爵岡部長景君 私ハ茲ニ議題トナリマシタル重要美術品ノ保存ニ關スル法律案ノ上程ヲ機會ト致シマシテ、平素憂慮シテ居リマシタル點ニ關シテ、一言總理大臣閣下

第一條 政府ハ現ニ所有スル南滿洲鐵道株式會社ノ株式ノ外更ニ其ノ株式額面一億八千萬圓ヲ引受クルコトヲ得。前項ノ規定ニ依ル株式引受ハ株式申込證ヲ以テスルコトヲ要セズ。

第二條 前條第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ引受ケタルトキハ政府ハ其ノ引受ノ日ニ於テ南滿洲鐵道株式會社ノ發行ニ係ル英貨社債額面四百萬磅ノ元利支拂義務ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ大正九年法律第三十四號ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ付株金二百八十四萬四千圓、前條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ付株金三千六百二十萬八千圓ノ拂込アリタルモノト看做ス。

第三條 前條ノ英貨社債ノ元利償還(買入銷却ノ方法ニ依ル場合ヲ除ク)又ハ利子支拂ニ要シタル邦貨金額ガ其ノ償還社債ノ額面金額又ハ支拂利札ノ券面金額ヲ英貨一磅ニ付九圓七十六錢三厘付シ少額ナルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ政府ヨリ南滿洲鐵道株式會社ニ交付ス。

前項ノ元金償還又ハ利子支拂ニ要シタル貨金額ノ計算方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(國務大臣永井柳太郎君演壇ニ登ル)
○國務大臣(永井柳太郎君)只今議題トナリマシタル南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシト存ジマス、滿洲國成立以來内外ノ情勢ニ鑑ミマスルニ、滿洲國ノ經濟開發ハ極メテ緊要デアリマシテ、南滿洲鐵道株式會社ノ使命ハ、從來ニ比シテ一層重大ナルモノガアルニ至ラノデアリマス、而シテ南滿

洲鐵道株式會社ノ滿洲國ニ於ケル新規鐵道ノ建設、既設鐵道ノ改良、其他緊要ナル附帶事業ノ爲ニ巨額ノ資金ヲ調達セナケレバナラナイコトニナッタノデアリマス、從テ今其資本金額ヲ總額八億圓ト爲ス必要ヲ認メタノデアリマス、之方爲ニ新ニ三億六千萬圓ヲ增加スルコトニ致シタノデアリマスガ、此増資株式ノ内半數ハ南滿洲鐵道株式會社事業ノ國家的性質ニ鑑ミマシテ、政府ニ於キマシテ之ヲ引受クルコトニ致シタイト存ズルノデアリマス、政府ノ株金拂込ノ方法ニ付キマシテハ、現ニ同社發行ニ係ル英貨社債額面四百萬磅ノ元利支拂ノ義務ヲ政府ニ於テ繼承シ、之ヲ以テ政府ガ只今持テ居リマスル未拂込株式及今回引受ケムト致シマスル株式ノ株金拂込ノ一部ニ充當スルコトヲ適當ト認メマシタノデ、之ニ關スル希望イタシマス。

○議長(公爵德川家達君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、兒玉伯爵ニ質疑ノ發言ヲ許シマス、何卒審議ノ上御協贊ヲ賜ハラムコトヲ希望イタシマス。

○伯爵兒玉秀雄君(演壇ニ登ル) 〔伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵兒玉秀雄君 只今議題ニナリマシテ、其審議ニ先ダチ政府ノ意見ヲ確メテ置キタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り此南滿洲鐵道會社ハ日露戰爭直後ニ於キマシテ、阪谷男爵ノ建築ニ基イテ計畫セラレマシタル組織デアリマス、爾來茲ニ三十年、滿鐵ノ活動誠ニ甚シイモノガアリマシテ、是ハ今日ノ盛況ヲ見テ居ルノデアリマス、只今拓務大臣ヨリ御説明ニナリマシタル通りニ、今日ノ、現代ノ政治的關係カラニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシテ、滿鐵ノ使命ハ、將來ニ於テ愈、重要性ヲ加フル事柄ハ申ス迄テモナイノデアリマス、此重要性ニ應ゼムガ爲ニ、茲ニ四億ノ増資ヲ致シ、更ニ四億ノ社債募集ノ権限ヲ與ヘムトスル次第アリマス、誠ニ

私ハ時宜ニ適シタル政策ト考ヘテ居ルノデアリマス、内地ニ於テハ勿論ノコト、此第一線ニ立ツテ働くベキ第二世、殊ニ精神教育ニ向テ重キヲ置カケレバナラヌ此時代ニ適應スルガ爲ニハ、少クトモ普通教育ニシタノミニ於キマシテハ、決シテ政府ノ庶民ノ必要ガアルト私ハ考ヘテ居リマス、フルノ必要ガアルト私ハ考ヘテ居リマス、幾スル所ノ滿鐵ノ重要性ヲ解決スルコトハ御承知ノ通りニ滿鐵ハ其沿線ニ向テ附屬地ヲ有シテ居リマス、此附屬地行政ハ警察行政ヲ除キマスル外、助長行政ニ屬スル部分ハ滿鐵ノ主管ニ屬シテ居ルノデアリマス、而シテ滿鐵ガ之ヲ經營イタシマスルノニハ、年來巨額ノ資金ヲ投シテ居ルノデアリマス、其結果致シマンテ之ヲ滿鐵創立當時ノ状態ト、今日ノ文化向上ノ有様ヲ比較スルナラバ、誠ニ夢ノ如キ感ガアルノマス、此滿鐵附屬地ニ於キマス行政、之ヲ希望イタシマス。

○議長(公爵德川家達君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、兒玉伯爵ニ質疑ノ發言ヲ許シマス、何卒審議ノ上御協贊ヲ賜ハラムコトヲ希望イタシマス。

○伯爵兒玉秀雄君(演壇ニ登ル) 〔伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵兒玉秀雄君 只今議題ニナリマシテ、其審議ニ先ダチ政府ノ意見ヲ確メテ置キタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り此南滿洲鐵道會社ハ日露戰爭直後ニ於キマシテ、阪谷男爵ノ建築ニ基イテ計畫セラレマシタル組織デアリマス、爾來茲ニ三十年、滿鐵ノ活動誠ニ甚シイモノガアリマシテ、是ハ今日ノ盛況ヲ見テ居ルノデアリマス、只今拓務大臣ヨリ御説明ニナリマシタル通りニ、今日ノ、現代ノ政治的關係カラニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシテ、滿鐵ノ使命ハ、將來ニ於テ愈、重要性ヲ加フル事柄ハ申ス迄テモナイノデアリマス、此重要性ニ應ゼムガ爲ニ、茲ニ四億ノ増資ヲ致シ、更ニ四億ノ社債募集ノ権限ヲ與ヘムトスル次第アリマス、誠ニ

云フコトデゴザイマスカ
○男爵菊池武夫君 質問ヲ致シタイ
○議長(公爵徳川家達君) 質疑ヲナサレタ
イ、質疑デスカ
○男爵菊池武夫君 ハイ
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマ
ス、菊池男爵
(男爵菊池武夫君演壇ニ登ル)
○男爵菊池武夫君 私ハ満鐵ノ増資法案
ノ、大満鐵主義ト云フコトニ政府ガ主義ヲ
オ立テニナリマシテ、茲ニ此法案ガ現ハレ
マシクニ付キマシテハ、日満經濟統制ト云
フコトガ之ニ依テ適當ニ行ハレテ參ルノ
デアラウカドウカ、私ハ大イナル弊害ヲ助
長イタシマシテ、遂ニ日満兩國ノ間ニ更ニ
關稅障壁ガ打立テラレタリ、取除ケラレタ
リスルヤウナ事情ニ參ルノデヘナカラウ
カ、斯ウ考ヘルニ依リマシテ、之ニ關スル
前途ノ御見透シヲ拜聽イタシマシタ上ニ、
本案ヲ審カニ研究イタシテ見タイト思フノ
デゴザイマス、抑、日満統制經濟ト云フコ
トニ付キマシテハ、客年五月以來拓務大臣
閣下トモ數回御目ニ懸リマシタ思ヒマス
ル、筆記シタモノヲ御覽ニ入レテ、後デ御
郵送ヲ願ツタコトサヘモゴザイマスル、又内
田閣下ニモ夙ニ申上ゲマシテ、マダ満鐵總
裁トシテ御入閣ニナルコトノ御決心ノ付イ
タ當時カラ、書イタモノヲ以テ談話ノ代リ
ニ御覽ニ入レタ程デアリマシテ、私ノ當時
カラノ意中ハ審カニ御承認ノコトト思ヒマ
スル、遂ニ大満鐵主義ト云フモノガ貢獻
ハ、非常ナ危險ガアルデハナイカト云フコ
トハ、具サニ御研究ニナタコトト信ズルノ
デゴザイマス、一體満鐵ト云フモノガ貢獻
ヲ致シマンタコトモソレハ固ク信ジマス
ル、併シ私ガ在満中ズト見テ居リマシタ所
ニ依リマスレバ、非常ナ缺點モアルノデゴザ
イマス、現ニ吉會線ノ如キモ、今日マデ出來
ナカタ所以ハ實ハ満鐵ノ反對ニ會ツタモノ
ト信ジマス、其外政治的ニ種々ナル弊害ノ事

實ゴザイマスルコトハ明カデゴザイマス、
彼ノ會計検査ハ行ハレマシテモ、議會ニハ
決算トシテ參リマセヌカラ分ランノデゴザ
イマス、ソコデ此度大満鐵主義、先づ疏安
ヨリ御決定ニナツタヤウニ思ハレマスル、是
ハ陸軍ハ硝酸ガ欲シイト云フコトハ山ミデ
ゴザイマスルカラ、陸軍モ同意シタノデヤ
ラウトハ思ヒマスルケレドモ、結構デゴザ
イマス、併ナガラ國ノ前途、此世界ノ現在
ノ經濟ノ動向「ブロブ」經濟ト云フ風ニ參
リマシテ、我ミ内ヘドウシテモ自給自足、
日満姉妹國ガ相提携一丸トナリマシテ、我
ノ生存ヲ確保スルト云フコトニ根本ノ御
方針が定シテ、是ヨリ割出サレマシタル御
政策ガ出テ來ナイデハ、先キ申上ゲマシタ
ヤウナ關稅障壁ノ明ケ立テト云フヤウナコ
トニ行キハ致シマスマイカ、モット露骨ニ申
上ゲマスレバ、此疏安問題ニ致セ、其他ノ
産業ニ致セ、總テガ日本ノ政治ト影響ヲ致
シマス、短簡ニ申セバ民政黨ハ満鐵、政友
會ハ内地產業ト言フタヤウナコトニナリマ
シテ、必ズ争ヒノ起ルベキ此處ニ根源ヲ有
ツノデゴザイマス、現在ニ於キマシテモ既
ニ大連汽船ノ六艘ニ付テ遼寧省ト拓務大臣
トノ間ニハ御扞格ガアルヤウニ奸聞ニモ書
イテゴザイマス、我國ノ造船ノ獎勵ノ上カ
ラハ、誠ニ立派ナ日本ノ船ガ出来ルコトヲ
御望ミダラウト思ヒマス、併ナガラ大連汽
船トシマシテハ今之ヲ安ク買込ミマシテ、
他日羅津、敦賀間ノ航路ヲ獨占イタシマス
ナラバ、満鐵トシテハ結構太ルコトデゴザ
イマセウ、是ハ満鐵ノドウセ傍系會社デゴ
ザイマスカラ、満鐵ト言ハレテモ一言ナイ
話デアル、斯様ナ風ニシテ經濟ノ統制ト云
フモノガ先づ打變ヘラレマシテ、此大財
源ヲ與ヘテ處置セラレナイ限リニハ、必ズ
シテ來ルコトヲ、私ハ眼前ニ見ルノデゴ
シテ逐一證據立テ申上ゲルノハ、時間ヲ浪
費スルコトト思ヒマスカラ是デ私ノ質問ヲ
終リマス

(國務大臣永井柳太郎君演壇ニ登ル)
○國務大臣(永井柳太郎君) 只今菊池男爵
カラ御話ニナリマシタ通り、満鐵ノ過去ノ
長キ歴史ノ間ニハ種々ナル非難ガ、其經營
方針ニ關シマシテ行ヘレタノデゴザイマ
ス、其非難ノ中ニハ當ルモノモアリ當ラザ
ルモノモアリマスガ、何レニシテモ満鐵ガ
單ナル營利會社トシテデナク、國家的使命
ヲ有スル會社トシテ、眞剣ニ其使命ノ爲ニ
努力セヨト云フコトガ、一般ノ希望デアッ
ト存ジマス、満鐵ガ此度増資ヲスル結果、或
ハ内地ノ生產業ト不當ナル競争ヲスルヤウ
ナ事業ガ擴大サレテ、日満兩國間ニ於ケル
關稅問題其他ノ紛糾ヲ惹起シハシナイカト
シ得ルコトハ、事業ノ關係者ダケデ協議シテ解決
ノ大局カラ見マシテ、兩國政府ガ協力ス
ベキコトハ協力ン、或ハ兩國政府ニ依ラナ
イデモ、事業ノ關係者ダケデ協議シテ解決
等ノ問題ヲ日満兩國ノ間ニ於ケル共存共榮
トノ間ニ、利害ノ衝突ニ付テ心配スベキ問
題が起ラナイコトモゴザイマセヌ、併シ是
ノ大連汽船ノ六艘ニ付テ遼寧省ト拓務大臣
トニ付キマシテハモゴザイマスル、又内
田閣下ニモ夙ニ申上ゲマシテ、マダ満鐵總
裁トシテ御入閣ニナルコトノ御決心ノ付イ
タ當時カラ、書イタモノヲ以テ談話ノ代リ
ニ御覽ニ入レタ程デアリマシテ、私ノ當時
カラノ意中ハ審カニ御承認ノコトト思ヒマ
スル、遂ニ大満鐵主義ト云フモノガ貢獻
ハ、非常ナ危險ガアルデハナイカト云フコ
トハ、具サニ御研究ニナタコトト信ズルノ
デゴザイマス、一體満鐵ト云フモノガ貢獻
ヲ致シマンタコトモソレハ固ク信ジマス
ル、併シ私ガ在満中ズト見テ居リマシタ所
ニ依リマスレバ、非常ナ缺點モアルノデゴザ
イマス、現ニ吉會線ノ如キモ、今日マデ出來
ナカタ所以ハ實ハ満鐵ノ反對ニ會ツタモノ
ト信ジマス、其外政治的ニ種々ナル弊害ノ事

タシマシテ、満洲ノ產業ニ依テ日本ガ著
シク脅威ヲ受ケテ、日本ノ產業家ガ政治的
ニ非常ナ活動ヲスルト云フヤウナコトハナク、
要ナ產業ヲ全部壟斷スルト云フ譯デハナク、
ガ之ヲ廉價ニ供給シテ、其民間ノ事業ヲ助
長スルト云フコトモ、亦満鐵ノ國家的使命
ノデゴザイマセウカ、此處ガ憂慮ニ堪ヘヌ
シテ來ルコトヲ、私ハ眼前ニ見ルノデゴ
ザイマス、是ニ關シテ果シテ十分ノ御成
算ガゴザイマセウカ、是デ私ノ質問ヲ
シテ逐一證據立テ申上ゲルノハ、時間ヲ浪
費スルコトト思ヒマスカラ是デ私ノ質問ヲ
終リマス

(國務大臣永井柳太郎君演壇ニ登ル)
○國務大臣(永井柳太郎君) 只今菊池男爵
カラ御話ニナリマシタ通り、満鐵ノ過去ノ
長キ歴史ノ間ニハ種々ナル非難ガ、其經營
方針ニ關シマシテ行ヘレタノデゴザイマ
ス、其非難ノ中ニハ當ルモノモアリ當ラザ
ルモノモアリマスガ、何レニシテモ満鐵ガ
單ナル營利會社トシテデナク、國家的使命
ヲ有スル會社トシテ、眞剣ニ其使命ノ爲ニ
努力セヨト云フコトガ、一般ノ希望デアッ
ト存ジマス、満鐵ガ此度増資ヲスル結果、或
ハ内地ノ生產業ト不當ナル競争ヲスルヤウ
ナ事業ガ擴大サレテ、日満兩國間ニ於ケル
關稅問題其他ノ紛糾ヲ惹起シハシナイカト
シ得ルコトハ、事業ノ關係者ダケデ協議シテ解決
ノ大局カラ見マシテ、兩國政府ガ協力ス
ベキコトハ協力ン、或ハ兩國政府ニ依ラナ
イデモ、事業ノ關係者ダケデ協議シテ解決
等ノ問題ヲ日満兩國ノ間ニ於ケル共存共榮
トノ間ニ、利害ノ衝突ニ付テ心配スベキ問
題が起ラナイコトモゴザイマセヌ、併シ是
ノ大連汽船ノ六艘ニ付テ遼寧省ト拓務大臣
トニ付キマシテハモゴザイマスル、又内
田閣下ニモ夙ニ申上ゲマシテ、マダ満鐵總
裁トシテ御入閣ニナルコトノ御決心ノ付イ
タ當時カラ、書イタモノヲ以テ談話ノ代リ
ニ御覽ニ入レタ程デアリマシテ、私ノ當時
カラノ意中ハ審カニ御承認ノコトト思ヒマ
スル、遂ニ大満鐵主義ト云フモノガ貢獻
ハ、非常ナ危險ガアルデハナイカト云フコ
トハ、具サニ御研究ニナタコトト信ズルノ
デゴザイマス、一體満鐵ト云フモノガ貢獻
ヲ致シマンタコトモソレハ固ク信ジマス
ル、併シ私ガ在満中ズト見テ居リマシタ所
ニ依リマスレバ、非常ナ缺點モアルノデゴザ
イマス、現ニ吉會線ノ如キモ、今日マデ出來
ナカタ所以ハ實ハ満鐵ノ反對ニ會ツタモノ
ト信ジマス、其外政治的ニ種々ナル弊害ノ事

デゴザイマス、只今大満鐵主義ト云フ御言
葉モアリマシタガ、決シテ満鐵ガ満洲ノ重
要ナ產業ヲ全部壟斷スルト云フ譯デハナク、
日満兩國ノ民間ノ事業ナドガ満洲ニ行ハレ
マスル場合ニ、燃料、動力ト云フ如キモノ
ヲ供給スルヤウナ場合モ、出來ルダケ満鐵
ガ之ヲ廉價ニ供給シテ、其民間ノ事業ヲ助
長スルト云フコトモ、亦満鐵ノ國家的使命
ノデアルト云フヤウニ考ヘテ居リマス、
シテ來ルコトヲ、私ハ眼前ニ見ルノデゴ
ザイマス、是ニ關シテ果シテ十分ノ御成
算ガゴザイマセウカ、是デ私ノ質問ヲ
シテ逐一證據立テ申上ゲルノハ、時間ヲ浪
費スルコトト思ヒマスカラ是デ私ノ質問ヲ
終リマス

(副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク)
○議長公爵近衛文麿君議長席ニ復ス
〔議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク〕
其點ニ於テハ政府ト致シマシテモ、十分努
力ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス
○男爵菊池武夫君 此席カラ述ベサセテ戴
キマス、只今ノ御答辯ニ依リマスレバ、満
鐵ハ信用シテ大丈夫ノヤウニ見エマス、ソ
レデ私ハ満鐵ノコトニ關シテハ、由來信用
イタサヌ所ノ事實ヲ澤山有テ居ル、有リト
キマス、私共ソレヲ憂ヘルガ故ニ更ニ統制
ニ努メタイ、結局申シマスレバ鐵、石炭ノ
結果ニ見エルト思ヒマスカラ……統制ハ相
當ノ相談ヅク、相談ヅクデハ統制デハアリ
マセヌ、私共ソレヲ憂ヘルガ故ニ更ニ統制
ニ努メタイ、結局申シマスレバ鐵、石炭ノ
問題デアル、九州ノ炭ヲ如何ニシテ活カス
ノデアル、九州ノ固定労働者ヲ如何ニ活カ
スノデアルカト云フヤウナコト、併セテ兩
國ノ石炭ノ問題ト云フモノガ解決セラレテ、
先達テモチヨット總理ニ申上ゲマシタ通り、
油ノ問題デモ御解決ノ試験サヘ濟ンデ居ラ

スデヤナイカ、羅針盤ノ修繕サヘモナサル
途ヲ御覽ニナラ又ヤウナ御豫算ヲ如何ニナ
サルト云フコトヲ私ハ申シタノデアル、サ
ウ云フ點、鐵ニ致シマシテモ前途ニ於テ日
本本來ノ產物竝ニ満洲、朝鮮、是等ノ諸生
産ヲ見マシテ、茲ニ日滿ノ共同一致ト云フ
コトニナラナケレバナラヌノデアリマス、
ダカラシテ私共申シマスヤウニ、第一日本
銀行ト満洲中央銀行ト東ネテ何故「シンジ
ケート」ヲ御作リニナラヌ、是ガ金融機關
トシテオヤリニナラヌカ、今後此門戸ヲ開
放シテ世界ノ金融ヲ集中セヨト私ハ具體的
ニ申上ゲタ、詳カニ申上ゲタ、斯様ニシテ
初メテ行クノデゴザイマシテ、満鐵ガ是非
今ノヤウナコトヲヤツテ居ラヌト云フヤウ
ナコトハ斷ジテナイ、幾ツカニ分割サレマ
シテモ宜シイ、或ハ程度ニ限ラレマシテ
モ宜シイ、満洲トノ契約ハ如何ヤウニデモ
出来マス、決シテ今日對外的ノ關係、サウ
云フヤウナコトカラ美名ヲ保持シヤウ、姑
息ニ切抜ケヤウト云フヤウナコトデ、我國
ノ長キ生存ノ光ヲ見ヌノデアリマス、ソレ
デゴザイマスカラ、此公債ヲ可決スルノハ
屁デモナイコトデゴザイマセウケレドモ、
此事ハ延イテ日本國ノ生存、満洲國ノ生存、
此二ツニ係ルモノデアッテ、延イテ世界ノ此
後ノ趨向ニ偉大ナル影響ヲ及ボス所ノモノ
デアル、輕々ニ今頃之ヲ議題ニオ出シニナ
テ、會期切迫ノ折ニ、サウシテ之ヲ根本的
ニ御研究ナサラヌト云フガ如キコトハ、實
ニ私ハ涙ガ出ル程情ケナク思ラテ居ルノデ
アリマス、昨年五月以來念頭ニ持テ居タ
ノデアル、何時出ルカ、何時出ルカ、極ク
最近ノ話デアル、満鐵ノ増資ヲ御決メニナ
タノハ先月ノ末頃デアリマセウ、株主總會
デ御延バシニナツテ居ルト私共ハ推察スル、
成ルベク遲滞キニナツタシカ思ハレヌノ
トハ、今日ノ株ノ引受ハ、ソレ等ガ何萬株
ヲ如何ニ背負フカト云フ事實ニ入りマシテ、

此處ニ申上ゲルコトハ避ケマスルガ、マダ只今
ノ御説明ニ依テ私ハ承服シ得ザルモノデアル
コトヲ申上ゲマシテ質問ヲ打切りマス
タ南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル
法律案ハ、極メテ重要ナル法律デアリマス
ルガ故ニ、此特別委員ノ數ヲ十五名トシ、
其指名ヲ議長ニ一任スルコトノ動議ヲ提出
イタシマス

○子爵池田政時君 只今議題ニ上ボリマシ
メアリマス、此特別委員ノ數ヲ十五名トシ、
其指名ヲ議長ニ一任スルコトノ動議ヲ提出
イタシマス

昭和八年三月十八日

委員長 子爵裏松 友光

貴族院議長公爵德川家達殿

午後一時四十六分開議

午前十一時五十七分休憩

○子爵裏松友光君 只今議題ニナリマシタ
ニ御異存ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗
讀ヲ致セマス

(湘古書記官朗讀)

○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ動議
ニ御異存ゴザイマセスカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗
讀ヲ致セマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗
讀ヲ致セマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十ヨリ第
二十迄、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會
議、委員長報告、裏松子爵

○議長(公爵德川家達君) 日程第十ヨリ第
二十迄、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會
議、委員長報告、裏松子爵

○議長(公爵德川家達君) 日程第十ヨリ第
二十迄、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會
議、委員長報告、裏松子爵

○議長(公爵德川家達君) 此際議事日程變
更ニ付キ御許リヲ致シマス、議事日程ヲ變
更イタシマシテ、是ヨリ直ニ昭和八年度歲
入歲出總豫算追加案、第一號、昭和八年度
各特別會計歲入歲出豫算追加案、第一號、
豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ
要スル件、追第一號ノ會議ヲ開キタイト
ジマス、御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

出ノ件、昭和七年度第二豫備金支出ノ
件、昭和七年度特別會計第二豫備金支
出ノ件、昭和七年度特別會計豫備金外
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認
メマス、各案ニ承諾ヲ與フルコトニ御異議
ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認
メマス是ニテ休憩イタシマス、午後ハ一時
三十分ヨリ開會イタシマス

昭和八年三月十八日

委員長 子爵裏松 友光

午後一時四十六分開議

午前十一時五十七分休憩

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ午後ノ會
議ヲ開キマス、本日關直彦君、行政執行法
中改正法律案外六件特別委員ヲ、稻畠勝太
郎君、農村負債整理組合法案特別委員ヲ、何
モノデゴザイマシテ、ソレハ昭和五年カラ
致シマス、委員會ハ一昨日開キマシタ、正
副委員長ノ選舉ニ次ギマシテ直ニ會議ニ移
リマシタ、政府當局ノ説明ヲ求メマシタ所
ガ、此承諾案十一件ハ政府ヨリ提出シタル
モノデゴザイマシテ、ソレハ昭和五年カラ
七年ノ間ニ亘ルモノデゴザイマス、其
金額ハ總計一億六千十七萬七千五百十七
圓、之ヲ年度別ニ致シマスレバ、昭和五年
度ニハ八百八十八萬二千四百十三圓、昭和
六年度ニハ一億三千二百六十一萬六千六
十九圓、昭和七年度ニハ一千八百六十七萬九
千三百五圓、之ヲ年度別ニ致シマス、直ニ質疑ニ移リ
マシタガ、質問ハ極メテ少クゴザイマシタ、
其二三ヲ擧ゲマスレバ、恩給ノ件、外國在
勤俸ノ件、畜家傳染病豫防費ノ件竝ニ昭和
七年一月ニ衆議院解散ニ伴ヒマシテ、總選
舉ヲ行ヒマシタ其諸費用ノ件、斯ノ如キモ
ノデゴザイマシテ、質問應答極メテ簡単デ
ゴザイマシタ、直ニ討議ニ移リマシタガ、
大體ニ於キマンテ已ムヲ得ザルモノデアル
ト云フヤウニ皆サンノ御意見ガゴザイマシ
テ、採擇ニ入リマシタ所ガ、全會一致ヲ以
テ承諾スルコトニ可決イタシマシタ、右簡
單ナガラ御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 只今特別委員長
ノ報告セラレマシタ各案共、一括シテ議題

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス、柳澤豫算委員長ニ發言ヲ許シマス
一昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第一
号)
一昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追
加案(特第一號)
一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
デ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十日
委員長 伯爵柳澤 保惠
貴族院議長公爵徳川家達殿 保惠
(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)

○伯爵柳澤保惠君 只今上程セラレマシ
タル三案ヲ東ネテ御報告申上ゲマス、先づ
第一號ヨリ申上ゲマス、昭和八年度歲入
歲出總豫算追加ト致シマシテ計上セラレ
マシタル金額ハ、歲入歲出トモ同額デゴザ
イマス、其額ハ六千四百一萬九百二十八圓
デゴザイマス、此豫算ハ各省ニ皆跨、テ居
リマス、是ヨリ百萬圓以上ニ付キマシテ
歲出ノ重モナモノヲ申上ゲマス、歲出經常
部ニ大藏省ニ於キマシテハ、國債整理基金
特別會計へ繰入ノ增加、是ガ六百十八萬三
千四百二十五圓デゴザイマス、歲出臨時部
外務省ニ於キマシテハ、滿洲事件ニ關スル
救恤交付金、是ガ三百萬圓デゴザイマス、
内務省ニ北海道農漁山村振興ニ關スル經
費、五百五十二萬三千七百十九圓、北海道
水害復舊ニ關スル經費、三百六十三萬四百
八十九圓、兵庫縣外十六縣災害土木費補助、
三千萬圓、農林省、織共同保管助成ニ關ス
ル經費ガ百十三萬四千圓、拓務省、東洋拓
殖株式會社補給金ガ百五十萬圓、是等ニ對

シマスル歲入經常部ノ重モナルモノヲ申シマ
ス、是モ百萬圓以上ヲ申上ゲマス、滿洲宛
小石郵便物増加ニ伴フ切手收入ノ増加、是
ガ百七十三萬四千九百七十一圓、ソレカラ
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
デ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十日
委員長 伯爵柳澤 保惠
貴族院議長公爵徳川家達殿 保惠
(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)

○伯爵柳澤保惠君 只今上程セラレマシ
タル三案ヲ東ネテ御報告申上ゲマス、先づ
第一號ヨリ申上ゲマス、昭和八年度歲入
歲出總豫算追加ト致シマシテ計上セラレ
マシタル金額ハ、歲入歲出トモ同額デゴザ
イマス、其額ハ六千四百一萬九百二十八圓
デゴザイマス、此豫算ハ各省ニ皆跨、テ居
リマス、是ヨリ百萬圓以上ニ付キマシテ
歲出ノ重モナモノヲ申上ゲマス、歲出經常
部ニ大藏省ニ於キマシテハ、國債整理基金
特別會計へ繰入ノ增加、是ガ六百十八萬三
千四百二十五圓デゴザイマス、歲出臨時部
外務省ニ於キマシテハ、滿洲事件ニ關スル
救恤交付金、是ガ三百萬圓デゴザイマス、
内務省ニ北海道農漁山村振興ニ關スル經
費、五百五十二萬三千七百十九圓、北海道
水害復舊ニ關スル經費、三百六十三萬四百
八十九圓、兵庫縣外十六縣災害土木費補助、
三千萬圓、農林省、織共同保管助成ニ關ス
ル經費ガ百十三萬四千圓、拓務省、東洋拓
殖株式會社補給金ガ百五十萬圓、是等ニ對

シマスル歲入經常部ノ重モナルモノヲ申シマ
ス、是モ百萬圓以上ヲ申上ゲマス、滿洲宛
小石郵便物増加ニ伴フ切手收入ノ増加、是
ガ百七十三萬四千九百七十一圓、ソレカラ
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
デ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十日
委員長 伯爵柳澤 保惠
貴族院議長公爵徳川家達殿 保惠
(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)

○伯爵柳澤保惠君 只今上程セラレマシ
タル三案ヲ東ネテ御報告申上ゲマス、先づ
第一號ヨリ申上ゲマス、昭和八年度歲入
歲出總豫算追加ト致シマシテ計上セラレ
マシタル金額ハ、歲入歲出トモ同額デゴザ
イマス、其額ハ六千四百一萬九百二十八圓
デゴザイマス、此豫算ハ各省ニ皆跨、テ居
リマス、是ヨリ百萬圓以上ニ付キマシテ
歲出ノ重モナモノヲ申上ゲマス、歲出經常
部ニ大藏省ニ於キマシテハ、國債整理基金
特別會計へ繰入ノ增加、是ガ六百十八萬三
千四百二十五圓デゴザイマス、歲出臨時部
外務省ニ於キマシテハ、滿洲事件ニ關スル
救恤交付金、是ガ三百萬圓デゴザイマス、
内務省ニ北海道農漁山村振興ニ關スル經
費、五百五十二萬三千七百十九圓、北海道
水害復舊ニ關スル經費、三百六十三萬四百
八十九圓、兵庫縣外十六縣災害土木費補助、
三千萬圓、農林省、織共同保管助成ニ關ス
ル經費ガ百十三萬四千圓、拓務省、東洋拓
殖株式會社補給金ガ百五十萬圓、是等ニ對

シマスル歲入經常部ノ重モナルモノヲ申シマ
ス、是モ百萬圓以上ヲ申上ゲマス、滿洲宛
小石郵便物増加ニ伴フ切手收入ノ増加、是
ガ百七十三萬四千九百七十一圓、ソレカラ
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
デ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十日
委員長 伯爵柳澤 保惠
貴族院議長公爵徳川家達殿 保惠
(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)

○伯爵柳澤保惠君 只今上程セラレマシ
タル三案ヲ東ネテ御報告申上ゲマス、先づ
第一號ヨリ申上ゲマス、昭和八年度歲入
歲出總豫算追加ト致シマシテ計上セラレ
マシタル金額ハ、歲入歲出トモ同額デゴザ
イマス、其額ハ六千四百一萬九百二十八圓
デゴザイマス、此豫算ハ各省ニ皆跨、テ居
リマス、是ヨリ百萬圓以上ニ付キマシテ
歲出ノ重モナモノヲ申上ゲマス、歲出經常
部ニ大藏省ニ於キマシテハ、國債整理基金
特別會計へ繰入ノ增加、是ガ六百十八萬三
千四百二十五圓デゴザイマス、歲出臨時部
外務省ニ於キマシテハ、滿洲事件ニ關スル
救恤交付金、是ガ三百萬圓デゴザイマス、
内務省ニ北海道農漁山村振興ニ關スル經
費、五百五十二萬三千七百十九圓、北海道
水害復舊ニ關スル經費、三百六十三萬四百
八十九圓、兵庫縣外十六縣災害土木費補助、
三千萬圓、農林省、織共同保管助成ニ關ス
ル經費ガ百十三萬四千圓、拓務省、東洋拓
殖株式會社補給金ガ百五十萬圓、是等ニ對

シマスル歲入經常部ノ重モナルモノヲ申シマ
ス、是モ百萬圓以上ヲ申上ゲマス、滿洲宛
小石郵便物増加ニ伴フ切手收入ノ増加、是
ガ百七十三萬四千九百七十一圓、ソレカラ
スヲ要スル件(追第一號)
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總
デ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ
ト議決セリ依テ及報告候也

ラシメザルコトデアリマスガ、本組合制度ハ玉絲製絲業者ニ取リマシテ最モ適切ノ施設デアリマスカラ、本組合ヲ設立スルコトヲ得ルコトニ規定ラシタノデアリマス、是ガ本案ノ大體ノ趣旨デアリマス、本案ニ付キマシテ質問モ相當ゴザイマシタケレドモ、其中ノ重モナルモノ二三ヲ申上ダマスレバ、昨年製絲業法が施行ニナツガ其後ノ成績ハドウデアルカ、政府當局ノ答ニ、製絲工場ノ數ハ約三千二百、外ニ座織モ多數アル、十釜以上五十釜ノ工場ガ二千六百、百五十釜以上ノモノガ約六十アル、將來ハ少クトモ相當ノ規模ヲ有スルモノデナケレバナラヌノデ、漸次其小工場ヲ整理スル考ヘデアル、又一委員ハ製絲業者ガ組合ニ加入スルノハ強制デアルカ或ハ任意デアルカ、又經費ノ負擔ハドウスルノデアルカト、政府當局ノ答ニ、任意加入デアル、組合員ガ經費ヲ負擔シテモ共同施設運用上差支へナイ程度デアルト信ズル、又最近米國ノ金融恐慌ガ起ツタ爲ニ、是ガ經濟上ニ及ボス影響ハ甚大デアルト思フガ、特ニ米國織物業者モ打擊ヲ蒙リ、我ガ製絲業ニモ波及シテ居ルト思フガ實際ハ如何デアルカト云フ問ニ對シテ、生絲ハ米國ニ對シテ重大關係ヲ有スル我ガ輸出品ナルコトハ申ス迄モナイ、米國ノ織物業者及消費者ノ好況ト否トハ直ニ我が製品ノ上ニ影響ヲ有スル、今回米國金融恐慌ノ打擊ハマダ蒙テ居ラヌケデアルト云フコトデアリマシテ、尙ホ從來日本ノ輸出業者ト在米支店トノ連絡ガ甚ダ遺憾ノ點ガアルノデ、昨年ヨリ政府ハ調査委員ト云フ名ヲ以テ米國ハ派遣ラシテ、種種研究調査ヲ目下イタシテ居ルト云フコトデアリマシタ、次ニ生絲ノ價格ハ或時ハ急騰シ、或時ハ急落ヲスル、是ハ米國商人ノ商策モアラウシ、又爲替相場ノ變動ニ依ルコトモアルダラウ、又其他ノ原因モアルダラウケレドモ、其價格安定ニ付テ種々考慮

ヲ要スル必要ガアル、日本ノ生產費トシテドノ位デアレバ米國ノ消費ニ應ジ得テ宜シイモノデアルカ、其答ニ此問題ハナカヽ難問題デアルガ、大體ニ於テ一貫目四圓二十丸錢位ノ平均デナケレバ日本トシテ引合ヒハシナイ、生絲一俵七百五十圓乃至八百圓位ガ適當デアラウ、デ米國ノ消費側カラ申セバ人絹ノ三倍半ニナルト、生絲需要ガ減少ヲ今日マテシテ居ル、最近ノ趨勢デハ人絹ノ價格ノ二倍デ満足セバナルマイト考ヘル、又爲替關係モ考慮シナケレバナラヌカラシテ、生絲一貫目四圓位ト考ヘル、其他質問モゴザイマシタケレドモ、是ハ省略ヲ致シマス、討論ニ入リマシタガ、別ニ是ト云フ反對意見モゴザイマセヌ、委員ノ一人ヨリ此改正案ノ趣旨ハ能ク了解ラシタルカラシテ本改正案ニハ贊成デアル、併ナガラニ希望ガアルカラト云フノデ希望ヲ述ベラマシタ、其希望ノ一つハ、製絲技術ニ熟達シタ女工ヲ色ミナ手段方法ヲ以テ、何トカ優遇方法ニ關シ、將來成ルベク熟練シタル女工ガ同一工場ニ勤續スルヤウニ考究ヲシテ貰ヒタイ、乾燥機ノ不足シテ居ル工場ガ多數アルヤウニ思フガ、改正法ノ精神ニ依テ、共同施設ニナレバ、成ルベク具有スルコトニ留意ラシテ貰ヒタイ、ソレデ採決ノ結果、全會一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、右御報告申上ダマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵西大路吉光君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵清岡長言君 贊成
○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵西大路吉光君) 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第一讀會定ヲ致シ、直ニ救濟スルト云フ法案デゴザイマス、本案ハ大體丹後震災ノ場合ノ先例ニ則リマシテ立案セラレタモノデゴザイマス、其救濟額モ大體約三十萬圓ト云フコト定ムノ必要ガゴザイマスノデ、委員會ニ於キマシテハ何等異議ナク、滿場一致可決ヲ致シマシタ、且ツ出來得ル限り早ク決定成立イタシマシテ震災地方ノ民心ヲ安定セシムルノ必要ガゴザイマスノデ、委員會ニ於キマシテハ何等異議ナク、滿場一致可決ヲ致シマシタ、右御報告申上ダマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵西大路吉光君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○議長(公爵徳川家達君) 動議者ニハ贊成ヲ要シマス
○伯爵二荒芳彌君 贊成
○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵西大路吉光君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開ラカレムコトヲ希望イタシマス
○子爵清岡長言君 贊成
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト呼フ者アリ
昭和八年三月十八日
委員長 侯爵中御門經恭
貴族院議長公爵徳川家達殿
(侯爵中御門經恭演壇ニ登ル)
○侯爵中御門經恭君 震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル法律案ニ付キマシテ特別委員會ニ過立ニ結果ヲ御報告申上ダマス、本案ハ去ル三月三日三陸地方ニ起

リマシタ震災及ビ之伴フ海嘯火災ニ依リマシテ被リマシタ被害者ニ對スル租稅免除等ヲ行ヒマス爲ノ法律案デアリマシテ、内容ハ六箇條ヨリ成ラテ居リマシテ、第3種所を得税第四期分ノ免除課稅ニ關スル申告及申請並ニ課稅標準ノ決定ニ特例ヲ設ケ、是ガ緩和ヲ圖リ、又ハ租稅徵收ノ猶豫規定及納稅ニ對スル資格要件ヲ免除ニ依リマシテ變更セナシ規定ヲ設ケマシタ等、皆ナ是等ハ命令ニ依テソレド速ニ詳細調査決定ヲ致シ、直ニ救濟スルト云フ法案デゴザイマス、本案ハ大體丹後震災ノ場合ノ先例ニ則リマシテ立案セラレタモノデゴザイマス、其救濟額モ大體約三十萬圓ト云フコト定ムノ必要ガゴザイマスノデ、委員會ニ於キマシテハ何等異議ナク、滿場一致可決ヲ致シマシタ、且ツ出來得ル限り早ク決定成立イタシマシテ震災地方ノ民心ヲ安定セシムルノ必要ガゴザイマスノデ、委員會ニ於キマシテハ何等異議ナク、滿場一致可決ヲ致シマシタ、右御報告申上ダマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵西大路吉光君) 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○佐々木八十八君 賛成
〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議
通リデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

ハ禁錮ノ執行猶豫ニ、「前條第一號」ヲ
第二十五條第二號ニ改ム

第五條 判決宣告猶豫ノ言渡取消アリタル場合ニ
於テハ罰金ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス
可シ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金以
上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
キ

三 第二十五條ノ二第二號ニ記載シタ
ル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ
付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルト
ト發覺シタルトキ

刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

○議長(公爵徳川家達君) 刑法中改正法律
案 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案、刑
事訴訟法中改正法律案、衆議院提出、第一
讀會

刑法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

○議長(公爵徳川家達君) 刑法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

第一條 裁判所ニ於テ審理ノ結果被告人
ノ性格、年齢及境遇犯罪ノ情狀及犯
罪後ノ情況等ニ因リ判決ノ宣告ヲ爲サ
サルヲ相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ
一年以上五年以下ノ期間内其ノ宣告ヲ
猶豫スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得
檢事及被告人ハ前項ノ決定ニ對シ即時
抗告ヲ爲スコトヲ得

第二條 判決宣告猶豫ノ言渡アリタルト
キハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ
放免ノ言渡アリタルモノトス

第三條 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ檢事
ノ請求ニ因リ判決宣告猶豫ノ言渡ヲ取
消スコトヲ得

右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

○議長(公爵徳川家達君) 小作調停法中改
正法律案、借地借家調停法中改正法律案、
司法保護法案、衆議院提出、第一讀會

小作調停法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

右本院提出案及送付候也

昭和八年三月十八日

貴族院議長 公爵徳川家達殿 清

○議長(公爵徳川家達君) 小作調停法中改
正法律案、借地借家調停法中改正法律案、
司法保護法案、衆議院提出、第一讀會

第一條 左ニ掲タル者ニシテ其ノ必要ア
リト認ムルトキハ本法ニ依リ之ヲ保護
ス

一 刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免
除ヲ得タル者

二 假釋放ヲ許サレタル者

三 刑ノ執行ヲ停止セラレタル者

四 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者

五 起訴猶豫又ハ微罪釋放ノ處分ヲ受
ケタル者

六 其ノ他ノ法令ニ依リ保護處分ニ付セ
ル者ニシテ該當スル者ノ家族ニシテ保
護ノ必要アリト認ムルトキハ本法ヲ準
用ス

第一條 他ノ法令ニ依リ保護處分ニ付セ
ル者ニシテ該當スル者ノ家庭ニシテ保
護ノ必要アリト認ムルトキハ本法ヲ準
用ス

反シ保護ヲ行ハス

コトハ、近來ノ警視總監ハ大分此治安警察ニ重キヲ置クヤウナ傾キガアルノデアフテ、是ハ誠ニ結構ナコトデアリマスル、昔ハ此警視總監が高等政治ノ急先鋒トナフテ、就中議會開會中ハ陰ニ陽ニ貴衆兩院議員又ハ朝野ノ政客ト隨時隨所ニ於テ接觸シテ、サウンシテ此治安警察ガ稍疎カニ相成タヤウナ傾キガ往々アフタノデアフテ、是ハ誠ニ遺憾千萬ナコトデアフタノデアリマスル、併ナガラ只今ハ先ヅ斯ノ如キコトハ稍無クナッタヤウデアリマシテ、是ハ過去ノ語り草ト相成タノデアリマスルカラ、私モ此點ハ深クハ咎メマセヌ、過去ニ於テハ斯ウ云フヤウナコトガアフタノデアリマスル、只今ハ治安警察ニ沒頭セラルルヤウニ相成タノデアリマスカラ、此點ハ誠ニ結構ナコト思フノデアリマスル、昔ハ隨分此議會開會中ハ私共ノ宅ニマデモ警察ノ高等係トカ云フ者ガ参リマシテ、拙者如キ者ノ政治的ノ動作ヲモ探ルヤウナコトガアフタノデアリマシテ、誠ニ迷惑シタコトモアフタノデアリマスルガ、近來ハ大層サウ云フコトガ少クナッタノデアリマスル、即チ上警視總監ノ爲ス所ヲ微テ、此下ニアル所ノ警察官ガ良クナッタト云フコトハ誠ニ結構ナコトト私ハ考ヘルノデアリマスル、而シテ又輦轂ノ下タル帝都ノ警察官ノ爲ス所ハ、直ニ地方ノ警察官ニ影響スルノデアリマスル、始終續イテ斯ノデアリマスル、即チ警察官本來ノ使命タル治安警察ニ專念スルハ、誠ニ國家ノ爲メ慶賀スベキコトト思ヒマスル、是ハ本來ノ事務ノ如クアリタイト私ハ思フノデアリマスシ、恐ラク満堂ノ諸君モ御同感ト信ジマスル、而シテ更ニ終リニ臨ンデ特ニ申上げタノハ、先頃畏クモ陛下ガ警視廳ニ行幸アラセラレテ、具サニ警察ノ各般ノ狀態ヲ親シク憲ハセラレタノデアリマスル、即チ近時ノ警察ノ事務ノ重要大切ナルコトヲ深ク思召サレテ、行幸アラセラレタルモノ

カト密カニ私ハ拜察シ奉ルノデアリマス、即チ今日ノ依テ警察官ハ特ニ其職務ノ重要ナルコトヲハ誠ニ結構ナコトデアリマスル、昔ハ此警視總監が高等政治ノ急先鋒トナフテ、就中議會開會中ハ陰ニ陽ニ貴衆兩院議員又ハ朝野ノ政客ト隨時隨所ニ於テ接觸シテ、サウンシテ此治安警察ガ稍疎カニ相成タヤウナ傾キガ往々アフタノデアフテ、是ハ誠ニ遺憾千萬ナコトデアフタノデアリマスル、併ナガラ只今ハ先ヅ斯ノ如キコトハ稍無クナッタヤウデアリマシテ、是ハ過去ノ語り草ト相成タノデアリマスルカラ、私モ此點ハ深クハ咎メマセヌ、過去ニ於テハ斯ウ云フヤウナコトガアフタノデアリマスル、只今ハ治安警察ニ没頭セラルルヤウニ相成タノデアリマスカラ、此點ハ誠ニ結構ナコト思フノデアリマスル、昔ハ隨分此議會開會中ハ私共ノ宅ニマデモ警察ノ高等係トカ云フ者ガ参リマシテ、拙者如キ者ノ政治的ノ動作ヲモ探ルヤウナコトガアフタノデアリマシテ、誠ニ迷惑シタコトモアフタノデアリマスルガ、近來ハ大層サウ云フコトガ少クナッタノデアリマスル、即チ上警視總監ノ爲ス所ヲ微テ、此下ニアル所ノ警察官ガ良クナッタト云フコトハ誠ニ結構ナコトト私ハ考ヘルノデアリマスル、而シテ又輦轂ノ下タル帝都ノ警察官ノ爲ス所ハ、直ニ地方ノ警察官ニ影響スルノデアリマスル、始終續イテ斯ノデアリマスル、即チ警察官本來ノ使命タル治安警察ニ專念スルハ、誠ニ國家ノ爲メ慶賀スベキコトト思ヒマスル、是ハ本來ノ事務ノ如クアリタイト私ハ思フノデアリマスシ、恐ラク満堂ノ諸君モ御同感ト信ジマスル、而シテ更ニ終リニ臨ンデ特ニ申上げタノハ、先頃畏クモ陛下ガ警視廳ニ行幸アラセラレテ、具サニ警察ノ各般ノ狀態ヲ親シク憲ハセラレタノデアリマスル、即チ近時ノ警察ノ事務ノ重要大切ナルコトヲ深ク思召サレテ、行幸アラセラレタルモノ

○松村義一君 民主黨議員
（松村義一君演壇ニ登ル）

○議長（公爵徳川家達君） 是ニハ通告ガゴ

ザイマスカラ發言ヲ許シマス、松村君

國家ガ警察官ニシテ治安秩序ヲ保持スル爲法ニ携ハル者ト致シマシテハ、前述ノ如ク國家ガ警察官ニシテ治安秩序ヲ保持スル爲法ニ携ハル者ト致シマシテハ、前述ノ如ク國家ニ盡スノ誠意ヲ一層スペキコトト私ハ考ヘルノデアリマスル、致シテ又我ニ立其待遇ガ甚ダ全タカラザル憾ミアリト認メマスルガ故ニ、即チ此建議ヲ致シテ、政府當局ヲシテ此點ニ鑑ミ、優遇ノ途ヲ速ニ講ゼラルコトヲ切望イタシテ息マヌ次第デアリマスル、偶ニ警察官ノ事ニノミ申上げマシタガ、例ヘバ消防夫、刑務所員ノ如キモ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希モ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希望スル次第デアリマスル、是ハ茲ニ添ヘテ置ク次第デゴザイマス、大體此建議案ヲ黨政派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマスル、尙ホ此建議案ト類似ノ建議案ガ衆議院ニモ提出イタサレマシテ、即チ衆議院モ政黨派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマシテ提出イタサレマシテ……サア、可決ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、其點ハ少シク只今記憶イタシテ居リマセヌガ、蓋シ可決ニ相成タコトノヤウニ存ジマス、然レバハ廣汎デアルノデアリマス、從テ日常ナス仕事ハ極メテ繁劇デアルノデアリマス、巡査ノ勤務ハ毎日勤務ノモノト、隔日勤務ノモノトガアルノデアリマスガ、巡査配置及び勤務概則ニ依リマスルト、毎日勤務ノモアルノデアリマスカラ、國民全體ノ聲デアルト信ジテ差支ナインデアリマスル、何卒私ハ此案ノ成立スルコトニ希望スル次第デアリマスル、滿堂ノ諸君ニ於ケレマシテモ何卒、成立スルヤウニ御贊成ヲ偏ニ仰グ

（副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著く）

私ハ此御調査ニ依リマシテ啓發スル所ガ少クナカツノデゴザイマスルカラ、此大森君マシタガ、例ヘバ消防夫、刑務所員ノ如キモ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希望スル次第デアリマスル、是ハ茲ニ添ヘテ置ク次第デゴザイマス、大體此建議案ヲ黨政派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマスル、尙ホ此建議案ト類似ノ建議案ガ衆議院ニモ提出イタサレマシテ、即チ衆議院モ政黨派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマシテ提出イタサレマシテ……サア、可決ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、其點ハ少シク只今記憶イタシテ居リマセヌガ、蓋シ可決ニ相成タコトノヤウニ存ジマス、然レバハ廣汎デアルノデアリマス、從テ日常ナス仕事ハ極メテ繁劇デアルノデアリマス、巡査ノ勤務ハ毎日勤務ノモノト、隔日勤務ノモノトガアルノデアリマスガ、巡査配置及び勤務概則ニ依リマスルト、毎日勤務ノモアルノデアリマスカラ、國民全體ノ聲デアルト信ジテ差支ナインデアリマスル、何卒私ハ此案ノ成立スルコトニ希望スル次第デアリマスル、滿堂ノ諸君ニ於ケレマシテモ何卒、成立スルヤウニ御贊成ヲ偏ニ仰グ

（副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著く）

私ハ此御調査ニ依リマシテ啓發スル所ガ少クナカツノデゴザイマスルカラ、此大森君マシタガ、例ヘバ消防夫、刑務所員ノ如キモ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希望スル次第デアリマスル、是ハ茲ニ添ヘテ置ク次第デゴザイマス、大體此建議案ヲ黨政派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマスル、尙ホ此建議案ト類似ノ建議案ガ衆議院ニモ提出イタサレマシテ、即チ衆議院モ政黨派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマシテ提出イタサレマシテ……サア、可決ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、其點ハ少シク只今記憶イタシテ居リマセヌガ、蓋シ可決ニ相成タコトノヤウニ存ジマス、然レバハ廣汎デアルノデアリマス、從テ日常ナス仕事ハ極メテ繁劇デアルノデアリマス、巡査ノ勤務ハ毎日勤務ノモノト、隔日勤務ノモノトガアルノデアリマスガ、巡査配置及び勤務概則ニ依リマスルト、毎日勤務ノモアルノデアリマスカラ、國民全體ノ聲デアルト信ジテ差支ナインデアリマスル、何卒私ハ此案ノ成立スルコトニ希望スル次第デアリマスル、滿堂ノ諸君ニ於ケレマシテモ何卒、成立スルヤウニ御贊成ヲ偏ニ仰グ

（副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著く）

私ハ此御調査ニ依リマシテ啓發スル所ガ少クナカツノデゴザイマスルカラ、此大森君マシタガ、例ヘバ消防夫、刑務所員ノ如キモ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希望スル次第デアリマスル、是ハ茲ニ添ヘテ置ク次第デゴザイマス、大體此建議案ヲ黨政派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマスル、尙ホ此建議案ト類似ノ建議案ガ衆議院ニモ提出イタサレマシテ、即チ衆議院モ政黨派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマシテ提出イタサレマシテ……サア、可決ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、其點ハ少シク只今記憶イタシテ居リマセヌガ、蓋シ可決ニ相成タコトノヤウニ存ジマス、然レバハ廣汎デアルノデアリマス、從テ日常ナス仕事ハ極メテ繁劇デアルノデアリマス、巡査ノ勤務ハ毎日勤務ノモノト、隔日勤務ノモノトガアルノデアリマスガ、巡査配置及び勤務概則ニ依リマスルト、毎日勤務ノモアルノデアリマスカラ、國民全體ノ聲デアルト信ジテ差支ナインデアリマスル、何卒私ハ此案ノ成立スルコトニ希望スル次第デアリマスル、滿堂ノ諸君ニ於ケレマシテモ何卒、成立スルヤウニ御贊成ヲ偏ニ仰グ

（副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著く）

私ハ此御調査ニ依リマシテ啓發スル所ガ少クナカツノデゴザイマスルカラ、此大森君マシタガ、例ヘバ消防夫、刑務所員ノ如キモ恰モ警察官ノ如キ職務ヲ執ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此警察官ノ優遇ガ實施セラルコトニ相成リマシタラバ、消防夫希望スル次第デアリマスル、是ハ茲ニ添ヘテ置ク次第デゴザイマス、大體此建議案ヲ黨政派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマスル、尙ホ此建議案ト類似ノ建議案ガ衆議院ニモ提出イタサレマシテ、即チ衆議院モ政黨派ヲ超越シテ贊成、發議者ガアリマシテ提出イタサレマシテ……サア、可決ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、其點ハ少シク只今記憶イタシテ居リマセヌガ、蓋シ可決ニ相成タコトノヤウニ存ジマス、然レバハ廣汎デアルノデアリマス、從テ日常ナス仕事ハ極メテ繁劇デアルノデアリマス、巡査ノ勤務ハ毎日勤務ノモノト、隔日勤務ノモノトガアルノデアリマスガ、巡査配置及び勤務概則ニ依リマスルト、毎日勤務ノモアルノデアリマスカラ、國民全體ノ聲デアルト信ジテ差支ナインデアリマスル、何卒私ハ此案ノ成立スルコトニ希望スル次第デアリマスル、滿堂ノ諸君ニ於ケレマシテモ何卒、成立スルヤウニ御贊成ヲ偏ニ仰グ

取り誠ニ苦痛デアリマス、唯餘リ度ミデゴザ
イマスルカラ彼等ハ其苦痛ニ馴レテ居ルダ
ケデゴザイマス、而シテ非番召集ノ時ハ手
當ヲ出スコトニナラテ居ルノデゴザイマス、
規定ニ依リマスルトニ圓以内ト云フコトニ
ナラテ居リ、結構ナル報酬ト見エルノデアリ
マスガ、事實ハ全ク是ト異リマシテ、三時
間未滿ハ一文モ與ヘヌノデゴザイマス、三
時間以上ニ達シマス場合ハ給與スルノデゴ
ザイマスガ、實際支給額ハ極メテ僅少デゴ
ザイマス、私ハ詳細ニ取調ヘテハ居ラヌノ
デゴザイマスルケレドモ、警視廳ノ例ヲ申
シマスルト、三時間以上ハ三十錢、六時間
以上ハ四十五錢、九時間以上ハ六十錢ト云
フコトデアリマシテ、而モ其額スラモ成ル
ベク出サヌ方針デアル、又出シテモ成ルベ
ク少ク出スト云フ方針ノヤウデゴザイマ
ス、國家民人ノ爲ニ身命ヲ賭スルノ氣魄ハ
警察精神ノ根蒂デアリマス、而シテ警察官
吏ハ常ニ此精神ニ依リマシテ職務ニ從事シ
テ居ルノデゴザイマス、從テ職務ノ爲ニ傷
痍ヲ受クルコトモゴザイマセウ、又職務ニ
因リ傳染病ニ感染スルコトモゴザイマセ
ウ、固ヨリ職務ニ殉ズルコトモ度ミアルノ
デゴザイマス、巡查ガ職務ノ爲ニ傷痍ヲ受
ケ、又ハ疾病ニ罹リマシタル場合ハ治療費
ヲ受クルノデアリマスガ、其外ニ治療二十
日以上ニ至リマシタル場合ニハ月俸一箇月分
箇月分ダケヲ、而モ其一時金ヲ受クルニ過
ギヌノデアリマス、是等ノコトハ巡查看
守療治料及弔祭料給與令ニ依テ規定ヲセ
ラレテ居ルノデゴザイマスガ、此勅令ハ明
治三十四年ニ發布セラレタモノデゴザイマ
シテ、今日ノ時勢ニハ適合セヌノデゴザイ
マス、此外財團法人警察協會ヨリ、職務上

傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹フテ退職イタシマ
シタ者ニハ月俸三箇月分、兎賊逮捕等ノ職
務ニ因テ死亡イタシマシタ時ハ月俸四箇
月分ヲ受クルダケデアルノデゴザイマス、
次ニ殉職イタシマシタル者及職務上ノ傷痍ニ
因リ廢疾者トナラテ退職イタシマシタル者
ノ實例二三ヲ申上ゲテ見タイト存ジマス、
警視廳巡查田中五郎ハ、昨年五月十五日首
相官邸警戒勤務ニ從事シテ居リマシタ際
ニ、犬養首相殺害ノ目的ヲ以テ數名ノ暴漢
ガ闖入イタシマシタ

(議長公爵德川家達君議長席ニ復ス)

御承知ノ通り何レモ拳銃ヲ擬シテ肉薄シタ
ノデアリマス、同巡查ハ首相ノ身邊警護ノ
爲ニ敢然トシテ之ガ阻止ニ努メマシタガ、
遂ニ狙撃セラレマシテ腹部ニ致命的ニ貫通
銃創ヲ負フテ、其場ニ昏倒ヲ致シタノデゴ
ザイマス、其後治療ヲ加ヘタノデアリマス
ルガ、同月二十六日遂ニ死亡イタシマシ
タ、之ニ對スル給與ハ、恩給法ニ基ク遺族
扶助料年額三百八十二圓ノ外、一時金トシ
テ弔祭料五百七十六圓デアリマス、長崎縣巡
查下平庄平ハ、昭和七年四月十三日、佐世保
管内派出所勤務中、暴漢闘入シタリトノ届
出ヲ受ケマスルヤ、直ニ現場ニ駆付タノデ
アリマスガ、暴漢ハ双刃リ二尺四寸ノ抜身
ノ日本刀ヲ突立テマシテ家人ヲ威嚇シテ居
リマシタカラ、同巡查ハ之ヲ穩ニ鎮撫セム
トシタノデアリマス、所ガ暴漢ハ矢庭ニ所
持ノ日本刀ヲ以テ、同巡查ノ頭部ニ斬付ケ
タノデゴザイマス、下平巡查ハ斷ジテヒル
マズ、逃走セムトスル暴漢ヲ追ヒ二町餘リ
ヲ追跡格闘イタシマシテ、二十四箇所ノ重
傷ヲ負ヒ、遂ニ其職ニ殉ジタノデゴザイマ
ス、之ニ對シ遭族扶助料ハ年額二百三十二
圓デアリ、弔祭料ハ三百四十八圓デアリマ
シタ、警視廳警部補高木新平ハ昭和三年十
月二日、淺草警察署管内ニ共産黨首魁三田
村四郎等ノ潜伏シテ居リマスコトヲ探知イ
タシマシテ、同僚ト共ニ之ガ逮捕ニ向ヒマ

シタ、三田村ハ用意ノ拳銃ヲ以チマシテ狙
撃イタシマシタ爲ニ、高木巡查ハ下顎骨ニ
重傷ヲ負フタノデアリマスガ、中ミ之ニ屈
シマセヌ、殘念ナガラ三田村ハ捕リ逃ガシ
相官邸警戒勤務ニ從事シテ居リマシタ際
ニ、犬養首相殺害ノ目的ヲ以テ數名ノ暴漢
ガ闖入イタシマシタ

(議長公爵德川家達君議長席ニ復ス)

御承知ノ通り何レモ拳銃ヲ擬シテ肉薄シタ
ノデアリマス、同巡查ハ首相ノ身邊警護ノ
爲ニ敢然トシテ之ガ阻止ニ努メマシタガ、
遂ニ狙撃セラレマシテ腹部ニ致命的ニ貫通
銃創ヲ負フテ、其場ニ昏倒ヲ致シタノデゴ
ザイマス、其後治療ヲ加ヘタノデアリマス
ルガ、同月二十六日遂ニ死亡イタシマシ
タ、之ニ對スル給與ハ、恩給法ニ基ク遺族
扶助料年額三百八十二圓ノ外、一時金トシ
テ弔祭料五百七十六圓デアリマス、長崎縣巡
查下平庄平ハ、昭和七年四月十三日、佐世保
管内派出所勤務中、暴漢闘入シタリトノ届
出ヲ受ケマスルヤ、直ニ現場ニ駆付タノデ
アリマスガ、暴漢ハ双刃リ二尺四寸ノ抜身
ノ日本刀ヲ突立テマシテ家人ヲ威嚇シテ居
リマシタカラ、同巡查ハ之ヲ穩ニ鎮撫セム
トシタノデアリマス、所ガ暴漢ハ矢庭ニ所
持ノ日本刀ヲ以テ、同巡查ノ頭部ニ斬付ケ
タノデゴザイマス、下平巡查ハ斷ジテヒル
マズ、逃走セムトスル暴漢ヲ追ヒ二町餘リ
ヲ追跡格闘イタシマシテ、二十四箇所ノ重
傷ヲ負ヒ、遂ニ其職ニ殉ジタノデゴザイマ
ス、之ニ對シ遭族扶助料ハ年額二百三十二
圓デアリ、弔祭料ハ三百四十八圓デアリマ
シタ、警視廳警部補高木新平ハ昭和三年十
月二日、淺草警察署管内ニ共産黨首魁三田
村四郎等ノ潜伏シテ居リマスコトヲ探知イ
タシマシテ、同僚ト共ニ之ガ逮捕ニ向ヒマ
ス、功績顯著ナル警察官吏ニ附與セラレルモノ
デゴザイマシテ、最近數年ノ間にニ於キマシテ
尙ホ此徽章ハ警察官吏ニ附與セラレルモノ
部ニ昇進イタシマスト云フト、其加俸ハ之
ヲ取上ガラレテシマヒマス、此コトハ誠ニ
不都合ナル結果ト相成ルノデゴザイマス、
アツテ功勞加俸ヲ受ケテ居リマシタ者ガ警
察官吏ニ附與セラレルモノデゴザイマシテ、
マスガ、功勞加俸ヲ受ケルコトハ出來ナ
イデノデゴザイマス、故ニ警部補、巡查デ
ハ徽章ヲ受ケルコトハ出來ルノデゴザイ
マスガ、功勞加俸ヲ受ケルコトハ出來ナ
イデノデゴザイマス、故ニ警部補、巡查デ
ハ佩用スルコトガ出來ナイノデゴザイマ
ス、功績顯著ナル警察官吏ニ附與セラレルモノ
デゴザイマシテ、最近數年ノ間にニ於キマシテ
専門ノ恩典ニ浴シマシタルコトハ極メテ稀デ
リマシタル例ガアルノミデアリマス、是ガ
唯一ノ例デゴザイマス、巡查ニ付キマシテ
ハ其例ハ一ツモゴザイマセヌ、永年勤續ニ
同僚ト共ニ決死隊員ニ加テ逮捕ニ向ヒタノ

デゴザリマス、室内ニ居リマシタ黨員ハ拳銃ヲ擬シテ身構ヘテ致シマシタ、同警部補ハ毫モ躊躇セズ猛然ト之ニ迫テ行キマシタ、兎漢ハ直ニ發砲イタシマシタ爲ニ、警部補ハ心臓部及腹部等ニ三發ノ銃弾ヲ受ケタノデゴザイマスガ、幸ニ防彈具ヲ著用シテ居リマシタカラ是ガ爲ニ負傷ハ免レマンタ、而シテ尙ホ憤然兎漢ニ組付イテ行タノデゴザイマス、ソレガ爲ニ右膝ノ關節部ニ貫通銃創ヲ負ヒ歩行ノ自由ヲ失フニ至ル迄、奮闘ヲ續ケタノデゴザイマス、此警部補ノ勇敢ナル行動ハ遂ニ尊猛ナル兎漢ノ銃鋒ヲ挫クコトガ出來マシテ、同僚全員ノ奮闘相俟テ、黨員十一名ノ逮捕ヲ見タノデゴザイマス、之ニ對スル表彰ハ功勞徽章ヲ附與セラレマシタノト、特別賞與一百圓ヲ命ヲ拋テ努力イタシマシタ功績ヲ著シタル實例ハ枚舉ニ違ガナイノデゴザイマス、植民地ニ於キマシテハ、例ヘバ朝鮮國境ノ警備ニ當ル者、滿洲ニ於キマシテ鐵道沿線ヲ警戒スル者、臺灣ノ蕃地勤務ニ當ル警察官ノ如キハ、常ニ重大ナル危險ニ曝サレテ居リマシテ、チヨトノ油斷ヲ許サザルノ状況ニ置カレテアルノデゴザイマスルカラ、斯ノ如キ實例ハ一層多イノデゴザイマス、殊ニ最近兎暴ナル行爲ガ頻々トシテ起リマス、然ルニ是等警察官ノ努力ニ對シマシテ、其功績ニ報イ若クハ給與ヲナス所ニ缺クル所ガゴザイマスルコトハ誠ニ遺憾ニ堪ヘナイン、デゴザイマス、此實際ニ鑑ミマシテ警察官ニ對シ氣ノ毒デアルト云フヤウナシテ、官ニシテ敍勳ノ詮議ニ與リタル者ハ最近數財團ヲ組織シ、其優遇ヲ圖ル計畫ヲ立テツタルヤウデゴザイマス、是ハ美譽デゴザイマス、良イコトデゴザイマス、併ナガラ

個人ノ是等ノ計畫ハ往々ニシテ弊害ヲ生ズ、實際ハ既ニ申述ヘマスル通リ極メテ少額デアリマス、其少額サヘモ出來ルダケ出セウ、一例ヲ申シマスレバ、警察官ノ職務ハ人ノ權利自由ニ關係ヲスルコトガ多イノデアリマスカラ、殊更其募集ニ應ジテ警察官ノ歡心ヲ得ムトスルヤウナ者モ出テ參ラヌトモ限ラヌノデゴザイマス、是ハ公正ナルベキ警察官ヲ毒スル所以デナケレバナリマセヌ、又表彰ノ方法ニ於キマシテモ、當ヲ得ナイ場合ガナキコトヲ保證シ難イノデゴザイマス、全然私心ナイ是等ノ計畫ハ結構ナルコトデハアリマスガ、其善良ナル計畫ニモ、其計畫ノ進行中之ヲ毒スルヤウナ事態ヲ生ズル虞ガナイトモ限リマセヌノデ、細心ナル注意ヲ要スルノデゴザイマス、警察官ハ國家公共ノ爲ニ努力ヲ續ケル事例ハ、國家公共團體ニ於ノデアリマスカラ、國家公共團體ニ於テ是ガ給與ヲ十分ニシテ、是ガ表彰ヲ完全ニスルコトガ當然デアリ、斯ク致スハ私設團體カラ物ヲ受領スルコトハ出來ルダケ避クベキコトデゴザイマス、何トナレルノデゴザイマス、大體警察官が個人若クニ對シマシテ待遇ヲ厚クシナケレバナラヌト思フノデゴザイマス、次ニ小サイ問題ノヤウデゴザリマス、其代リ國家ハ是等警察官ニ對シマシテ、其手當ノコトヲ申上ゲマシタ非番召集竝ニ其手當ノコトヲ申上ゲマス、非番召集ノ度數ガ餘リ重ナリマスルコト思フノデゴザイマス、固ヨリ今日社會ノトハ酷使デゴザリマス、固ヨリ今日社會ノ實情ハ警察官ヲ要スルコトガ益、甚シク相成リマスルノデ、之ヲ廢スル譯ニハ固ヨリ参リマセヌ、併ナガラ餘リ度數ガ多クナルヤウデアリマスナラバ、或ハ勤務方法ノ改善ニ依リ、或ハ定員ヲ増加イタシマシテ、官ニシテ敍勳ノ詮議ニ與リタル者ハ最近數年ノ間警部補ノ中唯一人ニ止マテ居リ、警合ニハ之ニ對シテ手當ハ相當デナケレバナ

個人ノ是等ノ計畫ハ往々ニシテ弊害ヲ生ズ、實際ハ既ニ申述ヘマスル通リ極メテ少額デアリマス、其少額サヘモ出來ルダケ出セウ、一例ヲ申シマスレバ、警察官ノ職務ハ人ノ權利自由ニ關係ヲスルコトガ多イノデアリマスカラ、殊更其募集ニ應ジテ警察官ノ歡心ヲ得ムトスルヤウナ者モ出テ參ラヌトモ限ラヌノデゴザイマス、是ハ公正ナルベキ警察官ヲ毒スル所以デナケレバナリマセヌ、又表彰ノ方法ニ於キマシテモ、當ヲ得ナイ場合ガナキコトヲ保證シ難イノデゴザイマス、全然私心ナイ是等ノ計畫ハ結構ナルコトデハアリマスガ、其善良ナル計畫ニモ、其計畫ノ進行中之ヲ毒スルヤウナ事態ヲ生ズル虞ガナイトモ限リマセヌノデ、細心ナル注意ヲ要スルノデゴザイマス、警察官ハ國家公共ノ爲ニ努力ヲ續ケル事例ハ、國家公共團體ニ於ノデアリマスカラ、國家公共團體ニ於テ是ガ給與ヲ十分ニシテ、是ガ表彰ヲ完全ニスルコトガ當然デアリ、斯ク致スハ私設團體カラ物ヲ受領スルコトハ出來ルダケ避クベキコトデゴザイマス、何トナレルノデゴザイマス、大體警察官が個人若クニ對シマシテ待遇ヲ厚クシナケレバナラヌト思フノデゴザイマス、次ニ小サイ問題ノヤウデゴザリマス、其代リ國家ハ是等警察官ニ對シマシテ、其手當ノコトヲ申上ゲマシタ非番召集竝ニ其手當ノコトヲ申上ゲマス、非番召集ノ度數ガ餘リ重ナリマスルコト思フノデゴザイマス、固ヨリ今日社會ノトハ酷使デゴザリマス、固ヨリ今日社會ノ實情ハ警察官ヲ要スルコトガ益、甚シク相成リマスルノデ、之ヲ廢スル譯ニハ固ヨリ参リマセヌ、併ナガラ餘リ度數ガ多クナルヤウデアリマスナラバ、或ハ勤務方法ノ改善ニ依リ、或ハ定員ヲ増加イタシマシテ、官ニシテ敍勳ノ詮議ニ與リタル者ハ最近數年ノ間警部補ノ中唯一人ニ止マテ居リ、警合ニハ之ニ對シテ手當ハ相當デナケレバナ

個人ノ是等ノ計畫ハ往々ニシテ弊害ヲ生ズ、實際ハ既ニ申述ヘマスル通リ極メテ少額デアリマス、其少額サヘモ出來ルダケ出セウ、一例ヲ申シマスレバ、警察官ノ職務ハ人ノ權利自由ニ關係ヲスルコトガ多イノデアリマスカラ、殊更其募集ニ應ジテ警察官ノ歡心ヲ得ムトスルヤウナ者モ出テ參ラヌトモ限ラヌノデゴザイマス、是ハ公正ナルベキ警察官ヲ毒スル所以デナケレバナリマセヌ、又表彰ノ方法ニ於キマシテモ、當ヲ得ナイ場合ガナキコトヲ保證シ難イノデゴザイマス、全然私心ナイ是等ノ計畫ハ結構ナルコトデハアリマスガ、其善良ナル計畫ニモ、其計畫ノ進行中之ヲ毒スルヤウナ事態ヲ生ズル虞ガナイトモ限リマセヌノデ、細心ナル注意ヲ要スルノデゴザイマス、警察官ハ國家公共ノ爲ニ努力ヲ續ケル事例ハ、國家公共團體ニ於ノデアリマスカラ、國家公共團體ニ於テ是ガ給與ヲ十分ニシテ、是ガ表彰ヲ完全ニスルコトガ當然デアリ、斯ク致スハ私設團體カラ物ヲ受領スルコトハ出來ルダケ避クベキコトデゴザイマス、何トナレルノデゴザイマス、大體警察官が個人若クニ對シマシテ待遇ヲ厚クシナケレバナラヌト思フノデゴザイマス、次ニ小サイ問題ノヤウデゴザリマス、其代リ國家ハ是等警察官ニ對シマシテ、其手當ノコトヲ申上ゲマシタ非番召集竝ニ其手當ノコトヲ申上ゲマス、非番召集ノ度數ガ餘リ重ナリマスルコト思フノデゴザイマス、固ヨリ今日社會ノトハ酷使デゴザリマス、固ヨリ今日社會ノ實情ハ警察官ヲ要スルコトガ益、甚シク相成リマスルノデ、之ヲ廢スル譯ニハ固ヨリ参リマセヌ、併ナガラ餘リ度數ガ多クナルヤウデアリマスナラバ、或ハ勤務方法ノ改善ニ依リ、或ハ定員ヲ増加イタシマシテ、官ニシテ敍勳ノ詮議ニ與リタル者ハ最近數年ノ間警部補ノ中唯一人ニ止マテ居リ、警合ニハ之ニ對シテ手當ハ相當デナケレバナ

群馬縣新田郡木崎町平民農櫻井確藏 外十五名呈出	宮崎縣西諸縣郡飯野村士族農柏木有 光外千四百二十五名呈出
東京市荏原區小山町平民請負業石川 金太郎外二十名呈出	右ノ請願ハ曩ニ傷痍軍人特別扶助令ノ制定アルモ未一時金廢兵中ノ重症者ニ對シ永續的優遇ナキニ依リ速ニ兵役義務者及廢兵待遇審議會答申案中ノ一時金廢兵ニ對シ恩給ノ制定並鐵道乘車ノ特典付與等ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候
付候也	因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也
昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達
意見書案 多度津港濱修築ノ件	意見書案 内閣總理大臣子爵齋藤實殿
香川縣仲多度郡多度津町平民商堀佐 右ノ請願ハ香川縣多度津港ハ古來重要港 一外千二百八十二名呈出	七尾線鐵道七尾、氷見線鐵道氷見兩驛 間鐵道敷設ノ件
右ノ請願ハ香川縣仲多度郡多度津町平民商堀佐 整備ニ伴ヒ集散貨客殷賑ヲ極メ將來産業 上及軍事上須要ナルモ現在ノ規模狹小ニ シテ時代ノ推移ニ適應セサルニ依リ之カ 修築ヲ企圖スルモ到底微力ナル財政ニ 達成シ難キヲ以テ嚮ニ本町會ノ議ヲ經 テ内務省へ提出セル程度ニ修築セラル ヤウ國費ヲ以テ補助セラレタシトノ旨趣 モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ 依リ別冊及御送付候也	右ノ請願ハ七尾線鐵道七尾、氷見線鐵道 氷見ノ兩驛間ニ鐵道ヲ敷設スルハ經濟上 相互密接ノ關係アル富山縣ト能登トノ兩 地方ヲ連絡スル捷徑ナルノミナラス殊ニ 七尾港ノ發展ト相俟テ產業竝運輸交通上 貢獻スルトコロ大ルニ依リ速ニ之ヲ實現 セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意 ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ 議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達
下關埠頭施設ノ件	意見書案 内閣總理大臣子爵齋藤實殿
右ノ請願ハ下關港ハ釜山ト相對シ國際連 絡上重要港トシテ其ノ整備改善ヲ圖ルハ 當面ノ急務ナルニ拘ラス同港ノ施設ハ舊 所設置ノ件	右ノ請願ハ下關港濱修築ノ件 内閣總理大臣子爵齋藤實殿
意見書案 昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	右ノ請願ハ宮崎縣西諸縣郡飯野村士族農柏木有 光外千四百二十五名呈出
宮崎縣西諸縣郡飯野村ニ區裁判所出張 所設置ノ件	右ノ請願ハ宮崎縣西諸縣郡飯野村ハ戸口 稠密ニシテ登記事務逐年激増セルニ拘ラ ス管轄登記所ノ位置不適當ニシテ住民ノ 不利不便勘カラサルニ依リ同村ヲ管轄區域 トスル都城區裁判所出張所ヲ同地内ニ設 置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意 ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因 テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候 也
昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達
意見書案 内閣總理大臣子爵齋藤實殿	意見書案 内閣總理大臣子爵齋藤實殿
右ノ請願ハ香川縣三豐郡觀音寺町ニ在ル 琴彈公園ハ白砂青松ノ海濱ニ面シ且史蹟 豊ナル附近一帶ノ勝地ト共ニ屋島及寒霞 溪等ト併稱セラレ觀光者ノ累年增加スル トコロナルニ依リ瀬戸内國立公園ノ區域ニ 編入セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意 ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六 十五條ニ依リ別冊及送付候也	右ノ請願ハ香川縣三豐郡觀音寺町ニ在ル 琴彈公園ハ白砂青松ノ海濱ニ面シ且史蹟 豊ナル附近一帶ノ勝地ト共ニ屋島及寒霞 溪等ト併稱セラレ觀光者ノ累年增加スル トコロナルニ依リ瀬戸内國立公園ノ區域ニ 編入セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意 ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六 十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達
意見書案 豫定線鐵道久慈、宮古間鐵道速成ノ件	意見書案 内閣總理大臣子爵齋藤實殿
岩手縣九戸郡野田村長宮澤五平外六 百二十四名呈出	右ノ請願ハ愛知縣南設樂郡海老町ニ區裁判所出張 所設置ノ件
右ノ請願ハ豫定線鐵道久慈、宮古間鐵道 ハ三陸沿岸地方ニ於ケル豐富ナル海陸資源 ノ開發上貢獻スルトコロ大ナルノミナラス 運輸交通並國防上亦須要ノ線路ナル ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ 依リ別冊及送付候也	右ノ請願ハ愛知縣南設樂郡海老町ハ同郡 ノ北端ニ位スル要衝ニシテ近時鐵道ノ開 通ニ伴ヒ登記事務激増セルニ拘ラス管轄 田口登記所ハ距離遠ク住民ノ不利不便勘 カラサルニ依リ同町、鳳來寺町、作手村 ノ一部及北設樂郡段嶺村ヲ管轄區域トス ル裁判所出張所ヲ同町ニ設置セラレタ ク尙其ノ敷地並廳舍ハ地元町ヨリ安價ニ 提供スヘシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意 ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ 議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達	昭和八年月日 貴族院議長公爵德川家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿	内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

石炭鐵道運賃低減ノ件

北海道夕張郡夕張町士族會社員高洲

一郎呈出

右ノ請願ハ北海道ニ於ケル石炭鐵道運賃ハ曩日引上ケラレタルマ、今日ニ及ヒタルモノニシテ他ノ貨物運賃ニ比シ高率ナルノミナラス財界不況ニ際シ石炭鑄業ノ經營ヲ益困難ナラシメ今ヤ其ノ過重ノ負擔ハ延ニ消費者竝一般商工業者ニ多大ノ脅威ヲ醸ス等遺憾甚シキニ依リ速ニ同運賃ヲ低減シ以テ斯業ノ進展ニ資セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

貴族院議長 公爵徳川 家達

右ノ請願ハ宮崎縣西臼杵郡高千穂町ヲ中心トスル五ヶ瀬川上流ノ渓谷所謂神都高千穂峠ハ風光ノ明媚ト景勝ノ雄大トヲ具備セルノミナラス附近ニハ建國創業ノ祖神ヲ初メ奉リ其ノ他の地理的歴史的共ニ阿蘇神宮ニ由緒深キ靈域多キヲ以テ同峠ヲ阿蘇國立公園ノ區域ニ編入セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ宮崎縣西臼杵郡高千穂町ヲ中

心トスル五ヶ瀬川上流ノ渓谷所謂神都高千穂峠ハ風光ノ明媚ト景勝ノ雄大トヲ具備セルノミナラス附近ニハ建國創業ノ祖神ヲ初メ奉リ其ノ他の地理的歴史的共ニ阿蘇神宮ニ由緒深キ靈域多キヲ以テ同峠ヲ阿蘇國立公園ノ區域ニ編入セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

函館本線鐵道俱知安、南小樽兩驛間鐵道敷設ノ件

北海道虻田郡俱知安町公吏大橋千次

郎外千七百七十七名呈出

右ノ請願ハ函館本線鐵道俱知安驛ヨリ北海道留萌郡鬼鹿村ニ船入潤築設ノ件外三十二名呈出

右ノ請願ハ北海道留萌郡鬼鹿村ハ日本海ニ面スル漁業地ニシテ近次沖合漁業發展ニ努ムルモ未漁船ノ繫留及避難ニ恰當ノ漁港ナク一朝風浪ニ際會セムカ人命並漁獲物ノ損失尠カラサルハ遺憾ナルニ依リ速ニ同村ニ船入潤ヲ築設セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北海道虻田郡俱知安町公吏大橋千次

郎外千七百七十七名呈出

右ノ請願ハ北海道虻田郡俱知安町ハ鐵道開通以來附近一帶ト共ニ戸口激增シ産業亦著シク進展セラニ拘ラス未稅務署ノ設置ナク住民ノ不利不便尠カラサルハ遺憾ナルニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

郡山區裁判所管轄區域擴張ノ件

福島縣郡山市長和田潤呈出

右ノ請願ハ郡山區裁判所管轄區域ヲ擴張シテ白河區裁判所管轄ノ岩瀬、石川ノ二郡及福島區裁判所管轄ノ安達郡ノ内本宮町外九箇村ヲ設置スルハ元來郡山市ト前記地方ト商取引上相互密接ノ關係ヲ有スルノミナラス今ヤ鐵道完通シタルニ依リ交通上ノ利便モ亦到底現管轄裁判所ニ至ルノ

比ニアラサルヲ以テ之ヲ實現セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

阿蘇國立公園區域擴張ノ件

宮崎縣西臼杵郡高千穂町長神殿勇策外三名呈出

十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

一時金発兵ニ關シ恩給法中改正ノ件

鹿児島市鹽屋町平民無職花園小右衛門外十五名呈出

右ノ請願ハ文武官ノ恩給ハ漸次改正セラレタルニ拘ラス軍人傷痍者ノ大半ハ單ニ

一時金ヲ受ケタルノミニシテ生活上何等

ノ保障ナク爲ニ今ヤ窮境ニ陷レルモノ尠

カラサルハ國民士氣振興上甚遺憾ナルニ依

リ速ニ一時金発兵待遇改善審議會ノ答申

案中未實施ニ至ラサル恩給法中改正、無

給者ニ對スル待遇改善及軍人傷痍記章ニ

依ル國有鐵道無賃乗車ノ恩典ニ浴セシメ

以テ優遇安全ノ途ヲ講セシメラレント

ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

戰役殊勳者待遇改善ノ件

廣島縣賀茂郡廣村平民農下迫照吉呈出

高知縣高岡郡須崎町平民農高橋繁馬

外三百六名呈出

右ノ請願ハ金鵄勳章年金ハ曩ニ一部ノ増額ヲ見タルモ尙俸給、恩給其ノ他ノ給與

ニ比シ其ノ額匹儔セスカテハ士氣振興上遺憾ナルニ依リ同年金ハ此等諸給與ト

同比率ニ改正増額セラル等戰役殊勳者優遇ノ途ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

名寄區裁判所ニ旭川地方裁判所支部設置ノ件

北海道上川郡名寄町辰石丸龍藏呈出

冊及送付候也

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

小萩線鐵道速成ノ件

山口縣萩市長豐田勝藏外八名呈出

右ノ請願ハ未成線鐵道小萩線鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル產業ヲ開發スル

ノミナラス山陽、山陰ノ兩線ヲ連絡スルニ依リ萩港ト相俟テ海陸運輸交通上資ス

ルトコロ大ナルニ拘ラス近時既定計畫ヨリ削除セラルルヤニ聞クスクトハ國防上亦

遺憾甚シキニ依リ速ニ同計畫ニ基キ之ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候也

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

○議長(公爵徳川家達君) 是等ノ請願ハ採

擇スルコトニ御異存ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス、明後二十二日午前十時ヨリ開會イ

タシマス、議事日程ハ曩報ヲ以テ御通知ニ

及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス

午後四時十八分散會

一時金発兵ニ關シ恩給法中改正ノ件

鹿兒島市和泉屋町平民無職有村宗之

右ノ請願ハ一時金発兵及無償發兵ハ生活上ノ保障ナク窮境ニ陷レルモノアルハ國

民士氣振興上遺憾ナルニ依リ速ニ恩給法ヲ改正シ以テ優遇安定ノ途ヲ講セシメラ

レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

昭和八年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

名寄區裁判所ニ旭川地方裁判所支部設置ノ件

